

北海道自治体学会

ANNUAL REPORT

年報 北海道自治体学 通巻 8 号

2024

目次

Table of Contents

高橋 健「日高山脈襟裳十勝国立公園指定と日高町内の国立公園管理運営に関する考察と 実行方法」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
水野 和男「スクール・コミュニティの展開による新たな地域づくり～子どものウェルビー ーイング向上を目途に～」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 頁
吉田 博「公務職場のカスタマーハラスメントを考える～その本質と対策について～」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 頁
齋藤 方嗣「私、消防団員、やっています！」・・・・・・・・・・・・・・・・	30 頁
石井 和平「ラピダスをめぐる国家戦略と地域的課題」・・・・・・・・	32 頁
集落研究会「中川町視察報告書概要」・・・・・・・・・・・・・・・・	40 頁
「北海道ポケット統計」2024 度版から見る北海道の概況と 2023 度版からの推移につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 頁
2024 年度活動報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45 頁
投稿規程・執筆要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48 頁
運営体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51 頁

日高山脈襟裳十勝国立公園指定と 日高町内の国立公園管理運営に関する考察と実行方法

高橋 健（日高町役場）

1 はじめに

2024（令和6）年6月25日、国内35カ所目、道内7カ所目、陸域では、それまで国内最大面積を誇った大雪山国立公園（226,764ha）を凌ぐ面積を有する日高山脈襟裳十勝国立公園（245,668ha）が誕生しました。同年は、大雪山国立公園や阿寒摩周国立公園が誕生して90年の節目の年でもありました。

日高山脈の国立公園化は、私の夢でした。2000（平成12）年にその夢を賛同者と共になかえるために日高山脈ファンクラブを設立し、現在まで事務局を担ってきました。その夢が現実となると共に、勤務先の日高町が日高町総合支所設置条例第3条の規定に基づく日高町総合支所設置条例施行規則第3条の地域経済課の分掌事務に「56 国立公園の指定及び保護に関すること。」を追加し、2024（令和6）年4月1日付けで私が異動して担当することとなりました。

そこでアメリカ合衆国と日本の国立公園制度の違い、国立公園を取り巻く状況、日高山脈襟裳十勝国立公園指定に至る経過、日高山脈襟裳十勝国立公園の特徴等から日高町内の国立公園管理運営に関する考察と実行方法を述べたいと思います。



赤枠内が日高山脈襟裳十勝国立公園

出典；日高山脈襟裳十勝国立公園パンフレット（環境省 2024）

日高山脈襟裳十勝国立公園は、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、清水町、芽室町、帯広市、中札内村、大樹町、広尾町の13市町村にまたがっています。

2 アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）と日本の国立公園制度の違い

(1) アメリカの国立公園

19世紀後半にアメリカ西部で、世界初の国立公園が誕生しました。アメリカの国立公園の土地は国が所有し、国立公園専用の場所として管理し、利用サービスを提供しているため、管理と利用のすべてを国の職員が担当しています。その職員はレンジャーと呼ばれ、日本のレンジャーである自然保護官が自然保護規制や国立公園内の開発行為に対する許認可のみを担っているのとは違い、アメリカのレンジャーは、たくさんの業種に分かれています。事務職員、研究調査員、遭難救助員、自然保護職員、日本で言うところの警察機能を有する職員など、すべてがレンジャーです。アメリカには59の国立公園があり、非常勤を含めて約2万人のレンジャーがおり、国立公園に関するボランティアが約9万人います。そのためアメリカでは、子どもの憧れる仕事の一つにレンジャーが選ばれています。アメリカの国立公園は自然環境保護が第一の目的のため、公園内に居住できるのはレンジャーのみで公園内で農業や林業、漁業を行うことは禁じられています。このような国立公園を「営造物公園」と呼んでいます。

(2) 日本の国立公園

日本の国立公園は、20世紀前半、世界恐慌の中、外貨を獲得する国際観光を進める目的で定められました。この当時の日本では、自然を守ることよりは、すでに有名だった観光地を国立公園に指定して外国人観光客に日本に来てもらうこと、外貨獲得を目的としていました。1934（昭和9）年に日本で初めての国立公園として、北海道の大雪山、阿寒など8箇所が選ばれました。

この当時の日本では、既に国立公園となるような場所を個人や企業が所有し、農林漁業や温泉宿が営まれていました。そのためアメリカのように国立公園指定に際し、政府が指定区域を所有することは難しかったため、土地を誰が持っているかは関係なく、国立公園指定箇所を政府が定めて、その場所での開発行為の制限や自然環境に負荷を与えることを規制することで自然環境を保護するというしくみを作りました。このようなしくみの国立公園を「地域性自然公園」と呼んでいます。「地域性」というしくみでは、国立公園内で農林漁業を営み、居住し、伝統的な祭事を行うことも認められています。

現在、全国の国立公園の約30パーセントが私有地、約10パーセントは都道府県や市町村の土地、約60パーセントは国が持っていますが、その国有地のほとんどは国有林になっています。

地域性の日本の国立公園では、国立公園指定区域を環境大臣が定め、新しい開発の制限や自然環境を壊すようなことを規制することは、自然保護官という職員が担当しています。この自然保護官はアメリカのレンジャーのような職員ですが、アメリカのようにたくさんの業種に分かれていません。35の国立公園に自然保護官は260人、国立公園に関するボランティアは1,800人となっています。アメリカでは1公園あたりの平均レンジャー数が約380人に対し、日本の自然保護官は1公園あたり平均、約7人という状況です。

日本では自然保護官が非常に少ないため、国有林を管理する林野庁や都道府県・市町村の職員も国立公園を管理する仕事を担っているのが現状です。遭難救助は都道府県警察や消防職員、消防団員が担い、利用のためのさまざまなサービスは民間企業などが担っています。さらに、国立公園内に暮らす人々の協力なくしてはその自然景観保護を維持できない状況にあり、国立公園内住民との協力も必要であるという点が日本の国立公園の特徴です。

3 日本の国立公園の設置目的

国立公園を定めている自然公園法第一条に目的が書かれています。

“(目的)『第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、「国民の保健、休養及び教化」に資するとともに、「生物の多様性の確保」に寄与することを目的とする。』” ※「」は筆者追記

日本の国立公園では、保護と利用とが車の両輪になっています。

国立公園内で新しい開発が出来ないように制限し、自然環境に大きな影響を与えることを規制しています。そうすることで、さまざまな種類の生物が生き続けられる＝「生物の多様性を確保」し続けることが出来るのです。

「国民」が国立公園を利用することで、キャンプなどのレクリエーション、登山などのスポーツ、温泉に入るなどの「保健や休養」、自然環境のすばらしさを感じて、この自然環境を守りたい、次の子どもたちに残したいという気持ちになり、自然環境について学ぶ「教化」に役立つこととなります。そのために国立公園内にあるビジターセンターや歩道、案内板などの施設を整備したり、自然観察会などを開催したり、しています。

自然公園法の自然公園とは、すぐれている自然（森や山や川・海）を、次の子どもたちも見ることができるよう、その自然を守り、自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように、国や都道府県が管理している公園のことです。自然公園法という法律で、すぐれている自然の程度により国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に分けられています。

国立公園とは、日本を代表する自然であり、さらに世界的にも、とびぬけてすぐれている自然を見て感じる事の出来る場所のことです。環境大臣がその場所を定めて国が直接管理しています。全国に 35 北海道に 7 あります。「日高山脈襟裳十勝国立公園」が 2024（令和 6）年 6 月 25 日に指定されました。

国定公園とは、国立公園の次にすぐれている自然を見て感じる事の出来る場所のことです。環境大臣がその場所を定めて都道府県が管理しています。全国に 57 北海道に 5 あります。日高地方では、「日高山脈襟裳国定公園」が 1981（昭和 56）年 10 月 1 日に指定されましたが、「日高山脈襟裳十勝国立公園」指定により 2024（令和 6）年 6 月 25 日に指定が取消されました。

都道府県立自然公園とは、都道府県の中で、とびぬけてすぐれている自然を見て感じる事の出来る場所のことです。都道府県知事がその場所を定めて都道府県が管理しています。全国に 310 北海道に 11 あります。日高地方では、「襟裳道立自然公園」が 1958（昭和 33）年 4 月 1 日に指定にされましたが、「日高山脈襟裳国定公園」誕生により 1981（昭和 56）年 10 月 1 日に指定が取消されました。

4 国立公園を取り巻く世界の動き

一つ目は SDGs『持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)』。貧しさ、戦争、気候変動、感染症など人間は今、これまでなかったようなたくさんの問題に立ち向かっています。このままでは人間がこの地球で暮らし続けることが出来なくなるのではないかと心配されています。そこで、世界中のさまざまな立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2015（平成 27）年に、2030（令和 12）年までに達成すべき 17 の具体的な目標を立てました。それが「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」です。

国立公園に直接関係する目標は、13 の「気候変動に具体的な対策を」、14 の「海の豊かさを守ろう」、15 の「陸の豊かさを守ろう」などがあります。

さらに最近、取り上げられている言葉の一つに「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」があり

ます。2030（令和 12）年までに陸と海の 30 パーセント以上を自然環境地域として守ろうという目標のことで、2021（令和 3）年 G 7 サミットで約束されました。そこで日本では自然公園の面積を広げることで 30 パーセントになるよう努力が続けられています。日高山脈襟裳十勝国立公園指定後の自然公園面積は約 575 万ヘクタールで国土面積比率は約 15 パーセントと、30 パーセントの半分に過ぎない状況です。

5 国立公園を取り巻く国内の動き

（1）明日の日本を支える観光ビジョン

2016（平成 28）年 3 月、政府は観光先進国へ向けて「明日の日本を支える観光ビジョン～世界が訪れたい日本へ～」として「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、3 つの視点を柱とし、10 の改革をとりまとめ、視点 1「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎」のもとに、国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化＝日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」にすることが掲げられました。

環境省は同年 5 月に「国立公園が世界水準のナショナルパークを目指す」ために、「国立公園満喫プロジェクト」事業に着手し、5 箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定し、2020（令和 2）年を目標に、以下の取組を計画的、集中的に実施。同年までに、外国人国立公園利用者数を年間 430 万人から 1,000 万人に増やすことを目指しました。

- ・自然満喫メニューの充実・支援
 - ◇自然や温泉を活かしたアクティビティの充実 ◇質の高いガイドの育成
 - ◇ビジターセンターにおける民間ツアーデスクの設置 ◇入場料の徴収
 - ◇保護すべき区域と観光に活用する区域の明確化 等
- ・上質感のある滞在環境の創出
 - ◇ビューポイントを核とした優先改善 ◇エリア内の景観デザインの統一・電線の地中化
 - ◇質の高い魅力的な宿泊施設等の民間施設誘致（コンセッションの活用など） 等
- ・海外への情報発信強化
- ・観光資源の有効活用を目的とした関係省庁や関係自治体の一体的な取組の強化
- ・国立公園についても、都道府県の取組を促進

結果は新型コロナウイルス感染拡大により計画の練り直しに迫られ、環境省の統計によれば 2019（令和元）年に約 667 万人、これを 2030（令和 12）年に 1,000 万から 1,200 万人に増加させる目標に修正されています。

環境省はモデル事業を終えて国立公園満喫プロジェクトを全国の国立公園で推進するにあたり下記のように定義しました。

“その自然には物語がある”

「国立公園が利用者に提供する価値」として「機能的な価値」と「情緒的価値」があること。その価値により「多様な自然風景」、「生活・文化・歴史が凝縮された物語」を知ること、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。

【国立公園の機能的な価値】

- 一期一会の自然風景の多様性を感じることができる
- 自然と人々の共生による生活・文化を体験できる
- 地域の人々やレンジャーたちが対話し守ってきた歴史を学ぶことができる

【国立公園の情緒的価値】

自然風景・自然体験・文化体験の多様性に感心する
自然と人の共生で生まれた歴史や物語が心に響く

【ブランドプロミス】

国立公園は、来訪者や地域の皆さんにお約束します。

- 1 感動的な自然風景
- 2 サステナビリティへの共感
- 3 自然と人々の物語を知るアクティビティ
- 4 感動体験を支える施設とサービス

【ブランディング活動】

ブランドプロミスの実現のために環境省は地域・関係者とのブランディング活動に取り組みます。

- 1 自然・生活・文化・歴史を把握し、物語（ストーリー）を明らかにし、保護と利用の方針を定め、行動計画を作成します。
- 2 地域のコーディネーターとして、地域の多様な主体と一体となって公園管理や魅力の発信に取り組みます。
- 3 自然の風景や野生生物、生態系を保護・再生します。
- 4 利用のルール、限定体験、利用者負担等に取り組み、公正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みをつくります。
- 5 脱炭素化や地産地消などに取り組み、持続可能な地域づくりに貢献します。
- 6 物語(ストーリー)に沿った魅力的な自然体験コンテンツと体験コースをつくります。
- 7 集団施設地区・温泉街等の利用拠点の魅力向上を図ります。
- 8 魅力的な利用施設の整備・管理を進めます。
- 9 統一したメッセージ、デザインを活用し、国立公園に関する情報を広く発信し、理解拡大に努めます。”としています。

(2) 国有林と国立公園の連携

2020（令和2）年、国有林を管轄する農林水産省の林野庁と国立公園を管轄する環境省とが、国有林と国立公園における世界水準を目指した連携を推進するため、国有林と国立公園とが重なる地域において、優れた自然の保護と利用の両立を目指し、組織的に連携を図ることが発表されました。

これは前述のとおり国立公園の約6割を国有林が占めているためです。従来の枠を超える更なる連携を組織的に推進してアメリカにも劣らない世界水準の優れた自然の保護と利用の両立を目指すこととしています。

国有林と国立公園の連携資料において、ようやく世界水準のナショナルパークが何かということが明らかになりました。

それは、世界最大の旅行プラットフォーム「トリップアドバイザー(Tripadvisor)」が、「トラベラーズ CHOICE アワード 2021」で「国立公園」の世界のトップ25を発表しましたが、このトップ25に入ることを目指すことであると記載されていました。

トップ25はどこかというと

- 1位：セレンゲティ国立公園(タンザニア)
- 2位：ジム・コルベット国立公園(インド)

- 3位：マサイ・マラ国立保護区(ケニア)
- 4位：グランドティトン国立公園(アメリカ)
- 5位：クルーガー国立公園(南アフリカ)
- 6位：アレナル火山国立公園(コスタリカ)
- 7位：グランド・キャニオン国立公園(アメリカ)
- 8位：ザイオン国立公園(アメリカ)
- 9位：トーレス・デル・パイネ国立公園(チリ)
- 10位：フィヨルドランド国立公園(ニュージーランド)
- 11位：ヨークシャーデールズ国立公園 (イギリス)
- 12位：キリマンジャロ国立公園 (タンザニア)
- 13位：バンダウガル国立公園 (インド)
- 14位：タランギーレ国立公園(タンザニア)
- 15位：フォンニャ＝ケバン国立公園(ベトナム)
- 16位：デナリ国立公園・自然保護区(アメリカ)
- 17位：ヴァトナヨークトル国立公園(アイスランド)
- 18位：フレシネ国立公園(オーストラリア)
- 19位：ルフヌ (ヤラ) 国立公園(スリランカ)
- 20位：イエローストーン国立公園(アメリカ)
- 21位：プリトヴィツェ湖群国立公園(クロアチア)
- 22位：ウェストランド国立公園(ニュージーランド)
- 23位：バンフ国立公園(カナダ)
- 24位：ピーク・ディストリクト国立公園(イギリス)
- 25位：シャパーダ・ドス・ヴェアデイロス平原国立公園(ブラジル)

選ばれている国立公園のほとんどが国有地である造営物型の国立公園です。アメリカのような手厚いレンジャーによって保護されている国立公園が選ばれ、アジア圏はインド、スリランカ、ベトナムにある3箇所のみで東アジアからは一つも選ばれていないのも特徴です。

そして国有林と国立公園との連携場所は、世界自然遺産級の優れた原生自然を有する地域、誘客ポテンシャルの高い地域であり、他地域のモデルとなりうる先駆的な取組を実施可能な地域として、次の国立公園区域を重点地域としています。

＜世界自然遺産級の優れた原生自然を有する地域＞ 知床、屋久島、西表石垣

＜誘客ポテンシャルの高い地域＞ 日光、中部山岳

重点地域のほか、個別の重点事業のモデルとなり得る地域として、次の地域を個別事業のモデル地域としています。

阿寒摩周、支笏洞爺、白神山地、磐梯朝日、上信越高原、妙高戸隠連山、白山、吉野熊野、大山隠岐、足摺宇和海、阿蘇くじゅう

＜重点事業＞

(1) 保全（世界中を惹きつける、傑出した大自然を厳格に保護）

（国立公園内に限定せずに全国的な観点から連携）

- ① 野生鳥獣被害対策、外来種対策、希少種保護増殖対策、景観保全対策
- ② 希少種の保全

- ③ エコロジカルネットワーク
- (2) 利用（国立公園に入ったと実感でき、国有林の大自然が感動を与える体験機会を提供）
 - ① 利用者数調整や入域料等の利用者負担
 - ② 利用ルール・マナーの周知・指導、利用者への情報提供
 - ③ 利用環境の整備
 - ④ 登山道の整備・維持管理
 - ⑤ 利用拠点の再生
 - ⑥ 自然体験プログラムに関する情報の収集整理・発信
 - ⑦ 周遊プログラム策定・広報等の共同プロモーション
 - ⑧ カーボンニュートラル実現に向けた取組
- (3) 管理（管理者の顔の見える充実した管理の実現）
 - ① 巡視情報、取締り・指導情報の共有化
 - ② 自然災害や利用者の事故発生時における情報の共有化・対応連携
 - ③ 共同研修の実施
 - ④ 人事交流
 - ⑤ 入林・入山する際に必要な手続きの簡素化

6 日高山脈襟裳十勝国立公園指定に至る経過

1981（昭和 56）年に日高山脈襟裳国定公園に定められていましたが、2010（平成 22）年に、国内で大切な自然環境として注目され、国立公園を新しく定めること、または国定公園を広げることを検討する候補地として選ばれました。環境省は、2016（平成 28）年から国立公園指定のための検討や調査を行い、日本を代表する自然であり、さらに世界的にも、とびぬけてすぐれている自然を見て感じるものの出来る場所であるとして、2020（令和 2）年にその場所を広げて新しい国立公園として定めることを決めました。そして 2024（令和 6）年 5 月に研究者や自然環境に関わる民間企業の代表者などがメンバーの中央環境審議会での審議を経て国立公園に指定されることが決まり、2024（令和 6）年 6 月 25 日に「日高山脈襟裳十勝国立公園」が誕生しました。こうして誕生したこの国立公園の陸地の面積は、その前にあった国定公園の 2.24 倍の面積に広がりました。

7 日高山脈襟裳十勝国立公園の特徴

日高山脈襟裳十勝国立公園は陸地では 2,456 平方キロメートル、海上では 65 平方キロメートル、合計 2,521 平方キロメートルの面積になっています。今まで陸地では日本最大面積だった大雪山国立公園（2,267 平方キロメートル）を抜いて日本最大面積の国立公園となりました。

陸地面積は、沖縄県の面積 2,281 平方キロメートルよりも広く、神奈川県面積 2,416 平方キロメートルや佐賀県の面積 2,441 平方キロメートルとほぼ同じ広さとなっています。

太平洋から山まで連続した南北およそ 140 キロメートルになる日高山脈を中心とした公園です。最高峰、幌尻（ポロシリ）岳（標高 2052 メートル）をはじめ、日高町内にある 1967m 峰など 1900 メートルを超える山々が連なり、国内ではもっとも原始的な自然環境が残され、生物多様性に富んでいる公園です。海岸部の襟裳岬をはじめ、海岸風景も特徴的な公園です。

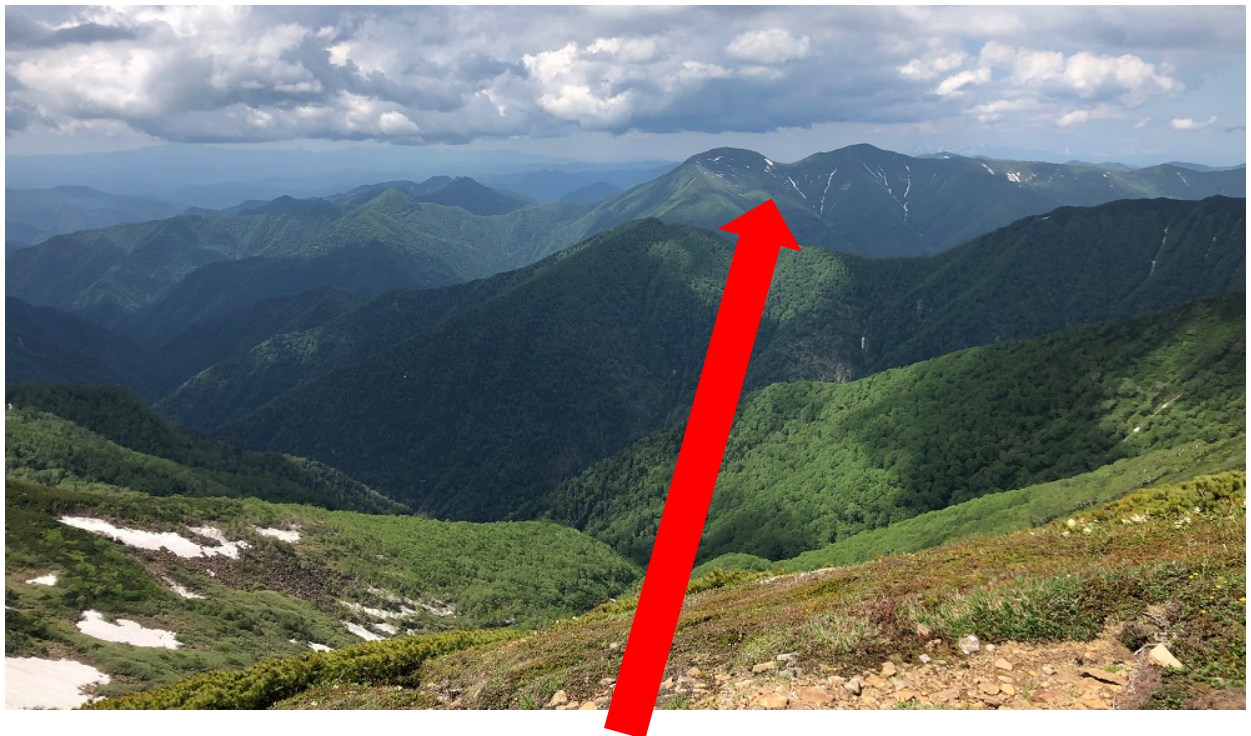
日本の平均的な国立公園よりも国有地が広く 87 パーセントが国有林、11 パーセントが北海道と町村の土地、私有地はたったの 2 パーセントとなっています。私有地の割合が低いため、「地域性自然公園」

よりは、アメリカのような「営造物公園」としての管理が出来そうな国立公園ですが、環境省の自然保護官数は全国平均の7人の半分にも満たない帯広市1名、新ひだか町1名、えりも町1名のたった3名で日本一広い国立公園の自然環境保護を担っている状況です。

北海道に7つある国立公園のうち火山がある国立公園は、利尻礼文サロベツ、大雪山、知床、阿寒摩周、支笏洞爺の5つ、釧路湿原は平地がメインで山はほとんどありません。日高山脈の国立公園は、地球のプレート運動によって山となった北海道内ではたった一つの火山では無い国立公園なのです。日高山脈の元となった地質は2億年前頃につくられて、日高山脈が山になったのは1500万年前頃と言われています。地球のプレートがぶつかって日高山脈が出来ましたが、それは世界最高峰のあるヒマラヤ山脈と同じようなでき方です。そして日高山脈には地球の地下30キロメートルにあるような岩石が地表に出ているとても珍しい場所なのです。

その岩石の名前は、かんらん岩と言います。かんらんとはオリーブの日本語訳で、かんらん岩とはオリーブ色をした岩石という意味になります。国内で地表にかんらん岩が広く分布しているのは日高山脈だけであり、特に日高町と様似町では国道から比較的近い地域で見ることが出来ます。日高町の日高山脈博物館では、かんらん岩の標本を展示し、かんらん岩を研究している学芸員からくわしい話を聞くことも出来ます。かんらん岩は鉄分を多く含んでいるので、鉄分に強い高山植物が分布するなど日高山脈だけにしかない植物は31種類もあります。

そして日高山脈に氷河地形が出来たのは8万年前から2万年前頃です。幌尻岳や日高町内の北トツタベツ岳や1967m峰などにある氷河が山を削って出来たカール地形などは、北海道では日高山脈だけに残っていて今でも見ることが出来ます。カール地形の模型も日高山脈博物館に展示してあります。



【日高町日高地域】北トツタベツ岳三の沢カールから二頭を持つチロロ岳を撮った写真（筆者撮影）。

左の丸い頭がかんらん岩、右のとがった頭がはんれい岩で出来ています。

チロロ岳は北海道日高・富川高等学校の両校の校歌で歌われている山です。



【日高町日高地域】北トッタベツ岳のかんらん岩に咲く日高山脈固有種カムイコザクラ（筆者撮影）

8 日高町内の日高山脈襟裳十勝国立公園の特徴

日高町内の国立公園面積は372平方キロメートルあり、国立公園のなかで、新ひだか町の399平方キロメートルの次、2番目に広い面積となっています。この面積は日高町の面積992平方キロメートルの38パーセントにもなります。

利用を進めるために環境省が、国立公園のなかに利用施設を定めています。日高山脈襟裳十勝国立園全体で20の施設があり、そのうち日高町には、2つの園地（日勝峠と北日高（日高山岳ビラパーク））、北日高宿舎（沙流川温泉ひだか高原荘・国立日高青少年自然の家）、北日高野営場（日高沙流川オートキャンプ場）、北日高スキー場（日高国際スキー場）の5施設があり、これは13市町村でもっとも多い数になっています。

このうち日勝峠園地は、もっとも厳しい保護管理が行われる特別保護地区にあり、それ以外の4つの施設は保護地区の第2種特別地域にあります。第2種特別地域は自然環境を保護するとともに利用を進める場所でもあります。

日高町内の日勝峠、沙流川源流原始林やチロロ岳、北トッタベツ岳などは、もともと日高山脈襟裳国立公園に指定されていました。国立公園になることで面積が広がり、日高地域の日高国際スキー場、サンゴの滝周辺、日高沙流川オートキャンプ場、国立日高青少年自然の家、門別地域の里平大滝周辺など里平山が新しく指定されました。

【日高町内の国立公園利用施設】

※すべて日高町日高地域、写真はすべて日高町撮影

下記 環境省の日高山脈襟裳十勝国立公園利用施設としての名称 () 内は日高町施設としての名称



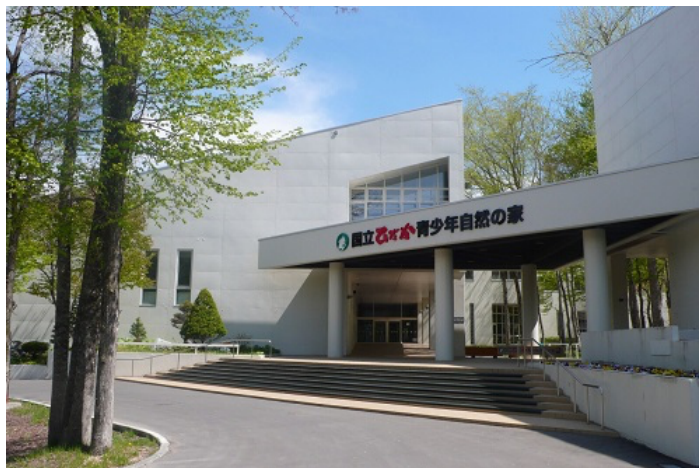
日勝峠園地（日勝峠展望園地）※元来の国定公園指定エリア・特別保護地区



北日高園地（日高山岳ビラパーク）※国立公園エリア拡大により指定



北日高宿舎（沙流川温泉ひだか高原荘）※国立公園エリア拡大により指定



北日高宿舎（国立日高青少年自然の家）※国立公園エリア拡大により指定



北日高野営場（日高沙流川オートキャンプ場）※国立公園エリア拡大により指定



北日高スキー場（日高国際スキー場）※国立公園指定エリア拡大により指定

【国立公園指定エリア拡大により国立公園区域となった日高町内の観光資源】



【日高町日高地域】サンゴの滝（日高町撮影）

北日高岳山中にある。1930年代にクロム鉱山鉱石運搬道路造成により作られた人工の滝。

名称は1970年に滝近くで六射サンゴの化石が見つかったことに基づく。

六射サンゴの化石は日高山脈博物館に展示している。



【日高町日高地域】里平大滝（日高町撮影）

里平（リビラ）山の麓にある自然の滝

2002年に里平の自然に親しむ会によって里平大滝から山頂までの登山道が開削された。

2016年に里平大滝に至る車道が被災し復旧がされていない。そのため登山道が荒廃している。

日高町役場日高総合支所は、日高山脈襟裳十勝国立公園第2種特別地域まで900メートルと国立公園指定13市町村のなかで国立公園に一番近い距離にある地方公共団体の事務所となっています。小学校は、えりも町のえりも岬小学校と庶野小学校が国立公園内の普通地域にあり、国立公園第2種特別地域までえりも岬小学校が約100メートルと一番近く、次いで庶野小学校が約250メートルとなっています。そして日高小学校から国立公園第2種特別地域まで約750メートルと3番目に近い距離となっています。中学校は、日高中学校が国立公園第2種特別地域まで約1500メートルと、高校は、日高高校が国立公園第2種特別地域まで約500メートルといずれも指定13市町村のなかで一番近い距離にあります。



日高町門別地域の富川小学校横の沙流川橋から日高山脈最高峰の幌尻岳などを撮った写真（日高町撮影）

日高中学校からは日高町のカントリーサインに描かれているペンケヌーシ岳を見ることができます。日高山脈の山懷にある日高地域だけではなく、門別地域も含め、日高町にあるすべての学校校歌で日高山脈が歌われ、日高町民憲章は、「わたしたちの日高町は、雄大な日高山脈のふもとで、ゆたかな大地と、太平洋のめぐみによってはぐくまれた美しいまちです。わたしたちは先人の心をうけつぎ、自然を愛し、幸せにみちたまちをつくるためこの憲章をさだめます。」と定めています。

環境省がつくった日高山脈襟裳十勝国立公園指定理由書のなかに、十勝平野から日高山脈の山並みがよく見えて十勝平野に暮らす人々にとって日高山脈が原風景となってきたと書かれていますが、実は日高沿岸からも日高山脈がよく見えているからこそ、学校の校歌や町民憲章に「日高山脈」や「日高の山脈（やまなみ）」といった言葉が使われてきたと言えます。

9 日高町内の日高山脈襟裳国立公園管理運営に関する考察と実行方法

日高山脈襟裳十勝国立公園の誕生に至るまでには、民間や地元での国立公園化運動がありましたが、日高山脈襟裳国立公園管理者の北海道庁、または大半を占める国有林側の同意が得られず、国立公園には、なかなかありませんでした。

指定されなかった国立公園がなぜ今、国立公園になったのかと言えば、前述のとおり、世界的には「30by30 目標」があったこと、国内的には、国有林と国立公園との連携が組織的に進められたこと、日高山脈の地域で言えば、国有林の生産林が減少し保護林が増えていること、などの要因が重なり合い、指定になったのではないかと推察しています。

政府は観光先進国へ向けて「明日の日本を支える観光ビジョン～世界が訪れたい日本へ～」として国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化＝日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」にすることを掲げ「国立公園満喫プロジェクト」を進めています。

上記の事業を進めれば、日本の国立公園は世界水準のナショナルパークになるのか。私はそうならないと思います。なぜなら前述のとおりアメリカでは1公園あたりの平均レンジャー数が約380人に対し、日本の自然保護官は1公園あたり平均7人、さらに日高山脈襟裳十勝国立公園では、たったの3人しかいないからです。

環境省は、国立公園のブランドプロミスを4つ掲げ、その実現のために地域や関係者と9つのブランディング活動に取り組むとしていますが、今の人員体制ではとうてい困難な状況です。また国有林と手を組むと言ったところで、1998（平成10）年度に約13,670人いた林野庁の職員数は2024（令和6）年度に約4,670人と3割までに減少しており、現場での連携は現実的には難しい状況です。

いくら定数があるからと言っても、「30by30 目標」達成のためには、日高山脈襟裳十勝国立公園のように、これからも新しい国立公園が誕生する可能性はあります。

そして世界トップ25の「国立公園」レベルを目指すのであれば、最低でも平均7名の自然保護官を各国立公園に配置いただくことを、国立公園行政を担う政府の責任として行っていただきたいと思います。国家人口が縮小していく中で、行政システムはよりミニマムに成らざるを得ませんが、AIなどの活用で事務官を減らし自然保護官という専門職員の増員を図るべきです。

2021（令和3）年、自然公園法の改正が行われました。この改正では、地方自治体だけではなくて自然環境を活用し生業としている自然体験活動事業者の参画を法で定めるなど地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、自然環境保護に加えて国立公園利用を促す内容となっています。

政府が指定し運用してきた国立公園の制度に初めて地方公共団体と地域住民や関係者が参画できる仕組みが法的にも担保されたのです。

この改正で、国立公園に関係する地方公共団体は、利用拠点（「(法) 36 条 1 項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点」）となる区域（「利用拠点区域」）の質の向上のための整備改善に必要な協議を行うための協議会を組織することが可能となり（法 16 条の 2 第 1 項）、公園計画に基づき、利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣（国立公園の場合は都道府県知事）の認定を受けた場合は、計画に記載された事業の実施に必要な許認可等について、国及び公共団体等以外の者による公園事業の一部の執行のための認可（法 10 条 3 項）等については、これを受けたものと見なされ（法 16 条の 6）、法 20 条 3 項の許可を要する行為についても、許可が不要となりました（法 20 条 9 項 1 号）。

さらに地方公共団体及び自然体験活動事業者を構成員とする質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することも可能となりました（法 42 条の 2 第 1 項及び 2 項）。協議会が、自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣（国立公園の場合は都道府県知事）の認定（法 42 条の 4 各項）を受けた場合、計画に記載された事業の実施に必要な許可が不要となりました（法 20 条 9 項 3 号）。

日高町では、この法改正を十二分に活用すべく、「国立公園と共にある暮らし」を地域活性化の柱に据え、国立公園の保護に支障をきたすこと無く、公園計画に適合し、国立公園の自然環境を生かした持続可能な利用促進を重視した利用拠点計画や自然体験活動促進計画、多言語解説等整備計画を作成し実行することを目的として、2025(令和 7)年 2 月 28 日に「国立公園日高町協議会」を設立しました。

作成した計画が環境大臣の認可を受けた場合には、その計画に記載された事業の実施に必要な国の補助制度の活用や計画に記載された事業の実施に必要な環境省の許可が一部不要になるなどのメリットがあります。日高町、利用施設所有者及び指定管理者、教育機関、自然体験活動事業者、自然保護団体、地域団体、学識経験者などを構成員として、日高町内の国立公園にかかる合意形成、計画の策定、事業推進について協議する場として運用していくこととしています。

2021(令和 3)年の法改正によって可能となった地方公共団体の参画の仕組みが、環境省に取って変わることがないよう、しっかりと環境省の取り組みを見ていく必要がありますし、地方公共団体には、自然保護官のような専門職員が不足していますので、環境省職員と地方公共団体、事業者、さらには地域住民とが手を取り合い、汗をかくことで、ようやく日本の国立公園が世界水準を目指すことが出来るのではないかと思います。

まずは、その一步を踏み出していきたいと思っています。

【参考資料】

加藤峰夫著「国立公園の法と制度」（古今書院 2008 年）

自然公園法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000161>

環境省 国立公園に、行ってみよう！

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/>

日高山脈襟裳十勝国立公園

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/list/hidakasanmyaku-erimo-tokachi/>

国立公園と国有林における世界水準を目指した連携の推進について

<https://www.env.go.jp/press/109494.html>

スクール・コミュニティの展開による新たな地域づくり ～子どものウェルビーイング向上を目途に～

水野和男（旭川市立大学大学院地域政策研究科）

キーワード：スクール・コミュニティ、子ども、学校、地域、ウェルビーイング

I. 緒 言

本研究の目的は、コミュニティ・スクールを導入後、さらに、スクール・コミュニティへの展開を進めている地域や学校の取組を調査するとともに、これが、地域の子どものウェルビーイング向上にどのように貢献しているのかを明らかにすることである。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置されている学校のこと）は、現状の学校教育が抱える課題の多くを学校が地域や社会と連携・協働することにより、改善・解決していく総合的で効果的な制度であると思う。コミュニティ・スクールは、子どものための学校づくりだけではなく、住民のための地域づくりにおいても大きな効果を持つツールである。

さらに、子どもの育ちに地域住民や保護者が参画することで当事者意識の醸成になり、学校づくりが地域づくりへ、コミュニティ・スクールがスクール・コミュニティへと展開していくことを明らかにする。そして、この取組が地域の子どものウェルビーイングの向上に資することを明らかにする。

II. 研究方法

1. 調査対象と調査方法

本研究の目的にそって、コミュニティ・スクール導入校の学校運営協議会委員や教職員、コミュニティ・スクール導入校を有する全国の教育委員会教育長や校長に対する成果認識調査を実施した。

調査は、A町B中学校の学校運営協議会委員とコミュニティ・スクール担当の教職員および複数の都道府県教育長や校長に対して行った。調査票は無記名自記式とし、学校運営協議会を傍聴した際や個別に教育委員会や学校を訪問した機会に実施した。回答者総数は 57 名であった。調査は令和 5 年 6 月から 9 月までの期間に行った。

2. 調査項目

成果認識調査の項目は、佐藤（2017）が実施した全国のコミュニティ・スクール導入校の校長に対する成果認識調査項目の一部を使用した²⁾。「コミュニティ・スクールを導入したことによって、どのような成果があったのか」という質問文に対する 18 項目に対する回答結果を数量化して回答率を出した。複数回答も可とした。

調査の回答項目にある用語の一部は次のとおり定義する。

- ・コミュニティ・スクール→学校運営協議会が設置されている学校のこと
- ・スクール・コミュニティ→学校を核とした、あるいは学校を介在させた、人々の結びつきや関わり
の状態のこと

- ・子どものウェルビーイング→身体的・精神的・社会的な面で、子どもが健康で安定した生活を実現できている状態のこと

3. 倫理的配慮

個人が特定できないように配慮すること、得られたデータは本研究以外の目的には使用しないことを説明した後に調査の協力を依頼した。回答をもらったことで同意を得たものと判断し、その場で回収した。

Ⅲ. 研究結果

本調査の結果は表1のとおりである。回答者数が少ないこと、回答項目が多岐に渡ること、複数回答を可としたことから、突出して高い回答率の項目は見当たらなかった。

一方で、「1. 特色ある学校づくりが進んでいる」「8. 地域が学校に協力的である」「10. 地域の教育力が向上している」「12. スクール・コミュニティへの展開が進んでいる」「15. 地域と連携した取組が組織的に行えるようになってきている」「18. 子どもの安全・安心な環境が確保されている」という項目の回答率が他の項目と比較してやや高かった。

表1 コミュニティ・スクール導入後の成果

回答項目	回答者数	%
1. 特色ある学校づくりが進んでいる	15	25.9
2. 教育課程の改善・充実が図られている	3	5.3
3. 生徒の学習意欲が向上している	6	10.5
4. 生徒指導の課題が解決している	4	7.0
5. 教職員が子どもと向き合う時間が増えている	2	3.5
6. 学校と地域が情報を共有できている	6	10.5
7. 地域学校協働本部との連携による取組の成果がでている	7	12.3
8. 地域が学校に協力的である	16	28.1
9. 学校が活性化している	7	12.3
10. 地域の教育力が向上している	13	22.8
11. 地域が活性化している	3	5.3
12. スクール・コミュニティへの展開が進んでいる	15	25.9
13. 家庭の教育力が向上している	4	7.0
14. 学校に対する保護者や地域の理解が深まっている。	10	17.5
15. 地域と連携した取組が組織的・継続的に行えるようになってきている	12	21.1
16. 子どものウェルビーイングが向上している	3	5.3
17. 学校の組織力が向上している	9	15.8
18. 子どもの安全・安心な環境が確保されている	12	21.1

IV. 考 察

本調査では、「特色ある学校づくりが進む」「地域と保護者が学校に協力する」「地域と連携した取組の実施」「スクール・コミュニティに展開する」「子どもの安全・安心な環境づくり」といった項目の回答が多かったことから、コミュニティ・スクール導入後の成果として、地域と保護者、学校が子どものために協力・連携しあうこと、子どもの学びや育ちにとって学校を始めとするより良い環境が形成されることが明らかになった。次に、スクール・コミュニティに展開していると認識している回答も一定数あった。さらに、子どものウェルビーイングが向上していると感じている方も少数であるが出現していた。

次に、本調査だけでは調査範囲が限定的で本研究に必要な調査・分析が十分に実施できないため、コミュニティ・スクール導入後の成果とスクール・コミュニティに関する調査を行った複数の先行研究も併せて分析した上で考察する。

佐藤（2017）は、全国のコミュニティ・スクール導入済みの小中学校の校長 1,550 名に対してコミュニティ・スクール導入による成果認識調査を行った²⁾。この結果を回答率の高い項目順にみると、「学校と地域が情報を共有するようになった」の割合が 92.5%、「地域が学校に協力的になった」の割合が 86.2%、「特色ある学校づくりが進んだ」の割合が 83.6%、「管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされている」の割合が 80.4%、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」の割合が 80.1%であった。佐藤は回答率の高い項目に着目して、学校運営協議会を中心に、多くの方に学校運営への参画・支援をしてもらうことを通して、教職員の中に、「学校は地域から期待されている。これに答えていこう」という意欲が高まると指摘している²⁾。

これを本調査の A 町等における成果認識調査の回答率の高い項目と比較してみると、「学校と地域が情報を共有するようになった」「地域が学校に協力的になった」「特色ある学校づくりが進んだ」等の項目への回答率が両調査に共通して上位に入っていることがわかった。このことから、学校運営協議会委員と校長がコミュニティ・スクール導入に関して同様の成果認識を持っているといえる。

小西・中村・松田（2019～）は、C 県の全てのコミュニティ・スクール導入校を対象に成果認識調査を行った。小西らは「生きる力」は学校だけでは育むことができない。社会の多様なニーズに対応するためには、子どもたちがたくさんの信頼できる大人とかかわる場を日常的に設けることが必要であり、学校運営協議会委員の意見から実感できる。また、学校運営が活性化することや子どもの学力が向上すること、学校の荒れも減少することがわかったと指摘している³⁾。

日渡（2016～）は、A 町の D 小学校の教職員及び校区の地域住民を対象に調査を実施して分析結果に立脚した提案を行った。日渡は、子どもは社会で育つとの理念の下、学校と地域が一体となったコミュニティ・生涯学習社会を実現するものである。また、学校の自主性・自律性の観点からコミュニティ・スクールの機能を考えた場合、地域住民の教育活動に対する関心を高めるとともに、地域の願いが届きやすい環境づくりを進めることで、学校ガバナンスの視点に立脚した地域とともにある学校へと移行することが期待されると述べている⁴⁾。

さらに次の段階として、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの展開が全国で確実に進むと指摘している。そして、これは地域の子どものウェルビーイング向上に資するものになると指摘している⁴⁾。

以上のように、コミュニティ・スクール導入後のスクール・コミュニティへの展開や子どものウェルビーイング向上等の成果について、学校運営協議会委員や教職員、地域住民を対象に行った先行研究の調査結果や考察は、本研究の調査結果及び考察と概ね通底していることがわかった。

V. 結語（提案）

本研究の結果を生かしたコミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの展開、さらに、子どものウェルビーイングの向上について具体的な提案を行う。

子どもの育ちに地域住民や保護者が参画することで当事者意識の醸成になり、学校づくりが地域づくりへ、コミュニティ・スクールがスクール・コミュニティへと展開していくものと考えられる。そのためには、コミュニティ・スクールや教育に関わる人たちの意識が高まること、そして各々の「志」が集まることがスクール・コミュニティの実現、さらに子どものウェルビーイングの向上にとって欠かせない。

振り返ると、コミュニティ・スクールは教育政策としてだけでなく、スクール・コミュニティとして地方創生に向かう「まちづくり」の中心政策になっていると思う。そして、子どものウェルビーイング向上を大きな政策目的に位置づけ、「ひとづくり」と「まちづくり」を両輪にして、地方創生に向けたまちづくりを進めることが重要である。そして、教育と子どもはこの両輪にまたがって、地域が将来にわたって持続して住みやすく、価値や質の高いまちであるための中心的な役割を果たすと考えられる。これがコミュニティ・スクールをスクール・コミュニティへと展開させることと、子どものウェルビーイングの向上を実現させていくことの大きな目的である。

まず、スクール・コミュニティの実現と地方創生の前進に向けたアプローチの考え方を提案する。それは「子どもとまちの未来を創るための方策」→「コミュニティ・スクールの実践」→「教育政策からまちづくり政策に展開したスクール・コミュニティの実現」→「子どものウェルビーイングの向上」→「地方創生を果たす」というプロセスである。

この提案を実現するには、コミュニティ・スクールの特徴である地域学校協働本部の活動をさらに生かすことである。さらに、既に地域の担い手としての場と機能を持ち、地域づくりの中核となっている地区公民館や地域福祉における共生型サービスの事業者も参画することが望まれる。そして、各々が相互に協働・連携しながら、子どもや地域が抱える課題を地域総がかりで解決する仕組みを発展させ、子ども自身が自分の育ってきた地域に対する愛着や関心を高めながら、地域の一員となるように促すことが重要である。

また、コミュニティ・スクールを活用して、学校と地域が意見を出し合い、学び合いながら活動することで地域も持続可能な地域として成熟していくと思う。

子どもとともに大人も学び、活動できる場の提供といった視点での学校を核とした地域づくりが進み、人々が集まり、生涯にわたって学び合うことにより、スクール・コミュニティが実現できる。そして、スクール・コミュニティが実現すると、子どものウェルビーイングが向上して、子どもとまちの未来が語られ、協働しながら未来を創るための実践が起こり、地方が創生されと考えている。

引用・参考文献

- 1) 水野和男：「東神楽町におけるコミュニティ・スクールの展開と『スクール・コミュニティの実現』」
『兵庫教育大学教育政策トップリーダー養成カリキュラム研究開発室事業報告書』2018.
- 2) 佐藤晴雄：「コミュニティ・スクール調査の分析と考察」『コミュニティ・スクールの成果と展望』
エイデル研究所 2017
- 3) 小西哲也・中村正則・松田靖：「コミュニティ・スクールの価値と今後の方向性」『奇跡の学校』風
間書房 2019、及びその後のインタビュー
- 4) 日渡円：「アンケート調査からみる東聖小学校教職員と地域住民の関係」『チーム学校の実現に向け
た業務改善等の推進事業報告書』東神楽町教育委員会 2016、及びその後のインタビュー

公務職場の顧客ハラスメントを考える

～その本質と対策について～

吉田 博（代表運営委員）

1 カスタマーハラスメントに係る状況

人口減少社会、担い手不足の中で、サービス業の窓口などで顧客からの理不尽な攻撃がクローズアップされてきており、大きな社会問題となってきました。

当然、行政サービスの分野においても、民間企業と同じようなトラブルが多く見られます。

実際、行政の業務を担っている職員が、様々な場面で住民対応に疲弊して、時に休職者も出るなど組織運営に支障が出てきたり、また、役所のマイナスの風評が流され、業務に支障が出ている事態も出ています。

なぜ、このような顧客ハラスメント（以下、カスハラ、という）は増えてきているのでしょうか。

社会インフラが行きわたり、生活での不満が少なくなり、少しでも不満に思うことは、外に向かっていく傾向が強まっています。加えて、インターネットやSNSによって、自分の選好情報のアクセスを強め、自分の考えは正しく、尊重されるべき、という風潮が広がり、複雑で微妙な問題が単純化されて伝播することも増えてきます。

また、消費者保護が進み、消費者、顧客からの見方、主張が必ず正しいといった意識が強化されており、これは、自治体職員と行政サービス利用者の関係にも反映されます。

さらに、少子高齢化、人口減少、地域経済の疲弊という状況のもと、行政の領域は、拡大傾向にあります。

このようなことから、様々な事案が行政の現場に持ち込まれたり、悪意を持って行政の対応は問題といった、ステレオタイプのレッテル貼りなども含めて、窓口で苦情・苦言も多く寄せられるようになってきているのです。

2 カスタマーハラスメントとは

（1）定義

カスハラの定義については、厚労省の「顧客ハラスメント対策企業マニュアル」（2022年2月作成 顧客ハラスメント対策企業マニュアル作成事業検討委員会）では、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」となっています。

東京都の顧客ハラスメント防止条例（2025年4月施行）では、「顧客等から就業者に対する著しい迷惑行為であって、就業環境を害するもの」であり、これを具体化するためのガイドラインでは、「著しい迷惑行為とは、暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為」としています。

また、人事院規則の運用通知でもでも、カスハラについての記述があり、「職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、当該行政サービスをめぐるそれまでの経緯やその場の状況により、その対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、当該言動を受ける職員の属する省庁の業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするもの」¹となっています。

（２）苦情・クレームとカスハラの違い

それでは、通常苦情・クレームとカスハラの違いはどのように考えればよいのでしょうか。

カスハラは、前記の定義を敷衍すると、要求の内容が著しく妥当性を欠くもの、または、要求内容には妥当性があるが、その手段・態様が不相当なもの、と考えてよいでしょう。それ以外は、カスハラには当たらない、ということになります。

これをさらに平易な言葉にしてみると、

カスハラは、要求内容が常識から逸脱した主観的な「命令」や「強要」となる要求であり、また攻撃を伴うもの

正常な苦情・クレームとは、常識的な範囲の「要求」「交渉」「提案」などで、顧客等の正当な行為であるもの

ということになるでしょう。

このことから、身体的な攻撃や土下座の強要などがあれば、明確にカスハラに該当すると言えますが、仮にカスハラに該当するような「命令」のような言い方があったとしても、それをすぐ補足し、そのニュアンスを弱めたりするようなケースでは微妙ですし、逆に一つひとつの言葉だけではカスハラに該当しなくとも、継続して執拗に圧力をかけるような言動になる場合は、カスハラになる場合も出てくるでしょう。

すなわち、通常苦情・クレームとの境界やグレーゾーンにあたるものも多く、その状況や経緯などによって総合的に判断されることになります。

したがって、カスハラの対策を講じることはもちろんですが、グレーゾーンとみられる適切とはいえない顧客等の言動を未然に防止して、良好な就業環境や顧客等との関係を形成することを目指すことが重要となるのです。

３ カスハラの官民の違い

（１）公共サービス

役所の現場においては、クレーマーと言われる人もいますが、その多くは、普通の住民が、期せずして強い口調で苦情を言っているのであり、特別の人たちという括りでの対策は適当とは言えないでしょう。

カスハラ防止は喫緊の課題ですが、行政の性格を踏まえた対策でなくてはなりません。

地方自治法では、住民は「役務の提供をひとしく受ける権利を有（する）」（第10条2項）と規定しています。

また、公共サービス基本法では、公共サービスは国民の権利であり、苦情や紛争が生じた場合は、適

¹ 人事院規則 10-16（パワー・ハラスメントの防止等）の運用について（令和2年4月1日職職-141 人事院事務総長発）令和2年6月1日以降適用）

切に処理されたり、解決することが基本であり、自治体には、この責務があり、従事者も住民（国民）の立場で、誠実に職務を行う責務が規定されています²。

行政の場合は住民のセーフティネットの機能も担うものであり、生活に困難を抱えるような住民が福祉窓口などに訪れます。

東京都カスタマーハラスメント防止対策条例のガイドラインでは、行政サービスの民間とは異なる性格について説明されています。

「行政サービスは、民間企業が提供する商品やサービスと異なり、住民が自由に選択できるものではない。公務の従事者においても、すべての住民に対し、公平・公正に行政サービスを提供する義務を負う。

住民から公務員に対する要求等が、住民の生命、財産に関わる問題を背景とする場合も想定される。このため、例えば、経済的に困窮した場合の最後のセーフティネットである生活保護制度における要保護者への対応、公共料金等の徴収の現場など、それぞれの現場の特質を十分に考慮し、カスタマー・ハラスメントに当たるかどうかを判断する必要がある。

国の機関や自治体等は、民間企業とは異なる特質があることを十分踏まえ、住民の権利を不当に侵害しないよう、慎重な対応が求められる。」

（２）官民のエンドポイント

苦情対応のゴールでも民間と行政では異なります。民間では、通常、クレームの客にも、理解を得て、商品のリピーターになってもらうなど顧客満足度をあげ、優良顧客を増やし、企業の収益の増進につながれば、最終エンドポイントを実現したことになるでしょう。

しかし、行政の場合に、苦情を言ってきた住民に対応して、その後ふたたび行政の窓口に来てほしい、ということにはなりません。全体の福祉向上をいかに実現するかの観点から一つひとつの対応を適切に行っていかなければなりません。

民間と行政のエンドポイントは異なり、当然、そのプロセスでの対応も相違があります。

民間企業においては、お客様は神様です、という姿勢が問い直され、理不尽な客は、そもそも顧客ではないという整理もされてきており、サービスの変更や中止といった対応も選択肢になってきています。

一方、行政の場合は、住民であれば誰でも必要な行政サービスは提供しなくてはなりません。ひどい暴言などによって対応をいったん中止することはあり得ますが、例えば、住民票の不交付、ということではできません。したがって、その暴言が吐かれる前の段階からの対応によって、事態の未然防止を図ることが重要となってくるのです。

² （基本理念）

第三条 公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施（略）は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、（略）日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

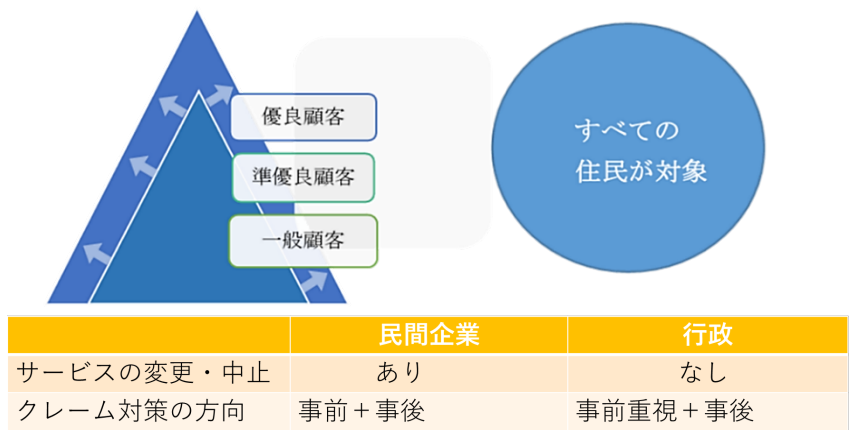
一 安全かつ良質な公共サービスが、確実、効率的かつ適正に実施されること。

二、三、四（略）

五 公共サービスの実施により苦情又は紛争が生じた場合には、適切かつ迅速に処理され、又は解決されること。
（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。

図1 民間企業と行政の対比



4 行政の対応の課題

(1) 行政の現場

行政は、法の執行と言われています。これを形式的に理解して、ひたすら法令を守ることだけに汲々として、制度で想定していないような住民の意見や要望などに対して、門前払いのようなことが行われていないでしょうか。

制度だけに拘泥して、そこに住民の気持ち、心情を置き去りにするような、マックス・ヴェーバーがいう「精神のない専門人」³になっていないでしょうか。

先述の人事院規則の文言にならって、カスハラに該当する行為として、要求の内容が当該自治体の行政サービスの内容と関係がない場合をあげているのが見られます。ただし、住民にとっては、行政の業務の範囲を正確にわかっている人はそれほど多くはないでしょう。単にその担当者の事務分掌なのか、関連的な質問や要望はどうなるのか、さらには、一般的な意見や相談などはどうなるかなど、(行政側が考える)業務の範囲で線引きをすることの課題も出てきます。

行政の業務は、最後のセーフティネットの役割もあり、そこでは、置かれている状況をはじめとして、その人としての感情や気持ちなどを汲み取り、対応していくことが求められます。

(2) 自治体の苦情の特長

先述したように、行政の分野は拡がる傾向にあり、そこでは様々な要望、要求がある中、財源に限りがあって、制度には一定の基準や対象があり、誰からみても完全に公平で効率的な資源配分は困難と言わざるを得ません。

また、住民の「期待」が「裏切られる」場合として、自分の慣れ親しんでいるやり方が行政ルールと異なる場合のほか、単純に、自分が訴えていることが実現しない場合もあります。これが、時として混然となり、苦情の整理、対応の仕方を見えづらくします。

なお前者において、行政から、決まりだからなどと、行政の論理の押し付けと受け取られると、住民の怒りに火をつけることがあります。また職員の態度が、不遜にみえたり、杓子定規であれば、トラブル

³ 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」マックス・ヴェーバー著 大塚久雄訳 (岩波文庫) P366

ルを招くことも出てきます。

5 クレームの整理

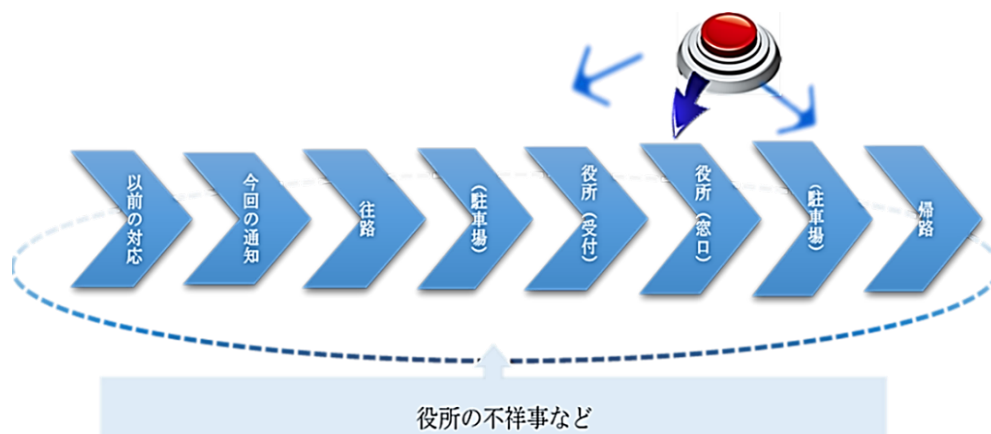
よくトラブルが起きた事案の検証する場合、対応職員と相手とのやりとりのみを取り上げて行うことがありますが、それだけでは不十分なことが少なくありません。

住民からの攻撃のリスクとしては、直接の対応に起因するだけではなく、従前からの不満や不信の蓄積などがあって、最後のボタンを押したのが発生場所であることは少なくないのです。苦情は、ある時点の話だけではなく以前の対応の影響やそれまでの一連の出来事の積み重ねといった「流れ」あるいは「サービスサイクル」から考えることが大切です。

次頁の図は、市民が行政サービスに関して経験する一連の出来事の連鎖を示しています。

とくに不祥事が発生すると、役所への不信感が一気に沸騰し、役所に直接的・間接的に苦情が発生することは珍しくありません。

図2 サービスサイクル



6 カスハラ対策

(1) 二つの方向

カスハラクレーム対策には、大きく二つの方向があります。

一つが、事後的解決思考。トラブルになっている苦情にいかに対応するか、というもの。

もう一つは、目的＝手段的思考（未然防止）であり、トラブルを発生させずに、いかに行政サービスを適切に実施していくか、というもの。

カスハラ対策については、通常、前者の方が強調されているようですが、いったん、カスハラとなってしまうと、“鎮火”は、すぐには叶いません。当事者を疲弊させるとともに、周りの来庁者などにも影響を及ぼしてしまうでしょう。行政は、住民からみればサービスを選べない、また、権力的な処分も行われるのであり、いかに、未然の防止をはかっていくか、対応する職員にとっても、住民にとっても望ましい形であることに間違いはありません。これは、トラブルの芽が出てきたような段階、すなわち初期対応も大変重要ということです。

そこで、このための行政職員の具えるべき知識や技術などについて考えていきます。

(2) 3つの実装を

以下の3分野について、きちんと習熟することが重要です。

◆業務知識（担当業務から周辺、関連知識）関係法令 要綱など

◆法務及び財務知識 憲法、行政不服審査法、民法、地方自治法 ⇒政策法務、政策財務、基本的人権の尊重

◆感情、気持ち、立場の理解と共感 ⇒人間力

公務員は、新人でもベテランでも、担当分野においては、対住民との関わりにおいては、当然、プロフェッショナルでなくてはなりません。所管の法令から条例、規則、要綱に至るまで、きちんと自分のものにしておく必要があります。さらに、所管の民間企業や業界の動きや課題などについても、情報としておさえておきたいところです。このようなベースを持つことによって、住民の相談や苦情などに対して、一つだけではなく別の角度から考えてみることもできるようになっていきます。

また、担当の業務知識だけではなく、行政処分や行政不服審査、個人情報保護、さらには民法の契約や債権管理などの法的知識についても、適正な行政執行や住民の権利確保のためには欠かせません。

さらに、何らかの困りごとを抱えている住民には、まずは、寄り添う気持ちが大切であり、また、ていねいに傾聴するなど、人対人の関係、共感して、信頼関係を築けるような人間力といったものを身に付けていくことが求められます。

大切なことは、相手が何を求めているのか、何を困っているか、どこまで何を理解して、何がわかっていないのか、わかっていないことをわかっていないのか、などをしっかりと踏まえることです。

これら3つの分野が十分でなければ、苦情、クレームを惹起して、場合によっては、カスハラを誘因する可能性が高まっていくのです。

このことは、基本的には、苦情、クレームをいかに発生させないかに関わる手法となりますが、苦情発生場面への対応も当然含まれるものです。

(3) 法制度の動き

2024年10月4日、東京都では、全国初のカスハラ防止条例が成立しました。カスハラの禁止を規定しており、2025年4月1日の施行。続いて、北海道でも11月26日にカスタマーハラスメント防止条例が制定されました。

東京都の条例が他の自治体のベンチマークにもなっていくと思われますのでそのポイントをみていきます。

この目的は、「社会全体でその防止を図り、カスタマー・ハラスメントのない公正で持続可能な社会の実現をはかる」ことであり、罰則はありませんが、事業主などそれぞれの責務や措置などを定め、指針（ガイドライン）も含めて、実質的には、強い規範力を生み出そうとしています。

カスハラの就業者と顧客等のそれぞれの範囲は広く、就業者には企業や国の機関及び自治体職員その他、企業経営者、個人事業主、ボランティア、議員等も含まれています。一方で、顧客等には、業務遂行に当たっての利害関係者までが含まれています。

また、カスハラの行為類型を挙げた上で、業務内容によって顧客等との接し方が異なること、個別事案の状況等によって判断が異なることなどを踏まえて検討すべきとしています。

都外のコールセンターで勤務する会社員であっても、都内の事業者への問合せに電話で対応する場合は、「就業者」になり得るとされます。例えば、東京の企業のコールセンターが北海道にある場合、この従事者は、都条例の「就業者」に含まれる、ということになります。

国においても、12月16日に労働政策審議会（厚労相の諮問機関）で、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）改正に向けた方針案が示され、2025年の通常国会での改正を目指すとしています。パワハラ、セクハラと同じように、直接、その行為を禁止するのではなく、企業に対策を義務づけるもので、従業員向けの相談窓口の設置や対応方針の社内外への周知などが想定されています。

（４） カスハラ対策の３つの柱

カスハラ対策には、直接業務に係ることから、対人業務、さらには、職場などの環境を考えた対策をとっていく必要があります。３つの柱として

- 職場（来庁者サービス環境）の改善
- 職員支援の強化
- 職員の人的対応や感情コントロールなどのトレーニング

が考えられます。これらについて、以下に具体的な主な対策を示していきます。

① 職場の改善

相手とどのような空間、環境の中で話すかは、たいへん重要です。よい環境の中にいれば、気分も良くなり、目に入る景色から周りのものまで好印象を持ちます。

具体的な対策としては、以下のようなことが求められます。

- ・スペースとレイアウト 狭い通路を減らしたり、通路を拡張。また、全体を見渡されるようにして、死角をなくし、照明も適切に配置します
- ・サイン わかりやすい誘導ライン、見やすい案内標識や分かりやすい言葉遣い
- ・セキュリティ対策 防犯・監視カメラをわかりやすい位置に配置、監視の配置など

② 職場支援

担当者の初期対応がうまくいかない以下のような場合は、先輩や上司に同席を求めたり、引き継ぎをすることが有効です。

- ・自分自身の知識、権限を越えた対応が求められ、相手が納得をしない時
 - ・相手の攻撃的な態度に、自制心を失いかけて、限界になってきた時
 - ・どうしても相手との相性が悪く、色々な試みが裏目に出してしまう時
- これを、組織内で、事前に対応方針を定めておきます。

自尊心を満たすことを求めている人の中には、職位の低い者に対しては、自分の相手ではないと、攻撃的な姿勢を止めないことがあります。そこで、上位の職員が登場することによって、その欲求が満たされ、落ち着くことも珍しくありません。

少人数職場の場合は、あらかじめ、その管理する部局との連絡・連携体制を決めておく必要があります。また、一人だけで事案の処理が難しい場面になれば、一度、その事案の対応を中止して、あらためて、管理部局と協議した上で、対応を図るといったことも必要になるでしょう。

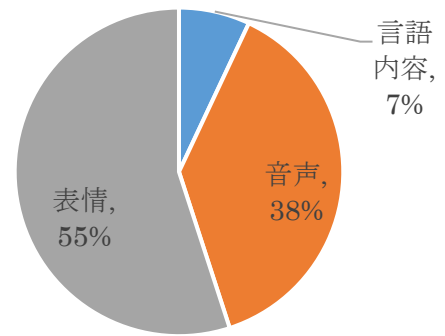
③ 人的対応や感情コントロールなどのトレーニング

研修などによって、職員が身に付けるべき対人対応の技術を中心にそのポイントを示していきます。

1) 非言語的行動に注目

会話においては、話し手が意識していない非言語的なメッセージが言葉以上に重く捉えられています。この中では、姿勢、体の向き、対人距離などは静的なことに対して、視線・表情・体の動きなどは、微妙に変化するため本人の心理状態が表れやすい動的なチャンネルといわれています。メラビアンの(1972)は、メッセージ全体の印象をグラフの割合で定式化しました(右図)。

図3 メッセージの構造



2) 「困りごとの領収書」の発行

住民自身にとっては切実な困りごとでも、堂々巡りの話になったり、行政の業務に直接関わりのないことを、長々と話される場合があります。職員としては、早く切り上げたいと思うのは、ある意味自然ですが、これが態度にみえ、「市民の話を聞かないのか」などと相手に攻撃の隙を与え、こじらせる要因にもなってしまいます。

住民が延々と話しを続けるのは、満足していないからであり、聞いてもらったという実感がないからです。相談者の話は迂遠で繰り返しが多いものですが、ほぼ15分で一巡すると考えてよいでしょう(よくよく聞くと15分の内容しかないことに気づきます)。

「迂遠な話の一巡目」で、早々と共感の言葉をたつぷりと伝えます。これは、「困りごとの領収書」を「発行」するということです。解決の方法が見い出せなければ、それに困ってみせるのがよいのです。これを怠ると二巡目(30分)、三巡目(45分)と、どんどん時間が経過していきます。

(8) これからの取り組み

全国では、東京都のカスタマーハラスメント条例を契機に制定の動きが広がっていくことが見込まれます。

この一方、公務職場のカスハラ対策については、民間企業とその性格をかなり異にする面があります。官民両方合わせた制度設計の中で、公務をカバーしていくことも可能ですが、より適切かつ明確に対策を講じていくためには、公務職場に限定したカスハラ対策の規定が求められます。組織内部の要綱や方針作成なども有効と考えられますが、条例という法形式であれば、様々な方策や住民への情報提供などをはじめとして、行政サービスのあり方についても多角的に議論されることが期待でき、より有益と考えることができます。

図4 困りごとの領収書

困りごとの領収書 No. _____

カス田 ハラ夫 様 〇年〇月〇日

あなたの困りごと、
確かに受け取りました

〇〇課 EP

出所:「公務員のカスハラ対応術」(吉田博) 自治体通信 Online 2024.8.7

7 おわりに

公務職場、特に基礎自治体の現場においては、住民との対応が重要な仕事ですが、限られた人員で業務をこなす中、住民からの苦情、そしてカスハラは大きな課題です。

このカスハラ対策は、対人業務の改善だけでなく、広く公務の特質や公務員として身に付けなければならない知識や情報などをあらためて考えることでもあります。

また、カスハラは、個別の事案からは、その現場での何らかの不具合なのかもしれませんが、実は、現下の我が国の少子高齢化、人口減少、これらに伴う経済力の落ち込みなどの課題と密接に関係していると言えるでしょう。Covid-19 のときは、世界中のサービス業に対するカスハラ的な行為が増えています⁴。日本では人手不足に加えて、労働時間もどんどん短くなっています。従前のような人的資源を多く投入しながら、人的サービスを丁寧に行うといったことが容易ではなくなってきています。

さらに、カスハラ対策は、自治体として積極的に取り組んでいる SDG s の「誰一人取り残さない」そして「最も遅れているところに第一に手を伸ばす」ことにも関わりがあります。

カスハラ対策は、行政の組織体制や仕事の仕方、住民に対する情報提供の仕方など、その「品質」を磨いていき、人権を尊重した地域社会づくりを進めていくことでもあるのです。

【参考文献】

「公務員のカスハラ対応術 窓口業務・クレーム・カスタマーハラスメント対策の基本」吉田博編著
学陽書房 2019.10

⁴ 「THE INCONVENIENT TRUTH- The Pandemic of Violence and Harassment in Commerce」UNI Global Union
2022. 4. 6

私、消防団員、やっています！

齋藤 方嗣（北海道庁）

何度目かの人事異動で、危機対策関係部局に配属され、消防を担当することとなりました。例によって、前任者からの引き継ぎを受け、関係法令や団体の知識を深めつつ、懸案事項に備えました。今回も新たな分野に関わる緊張感、大いなる興味・関心を抱えながら、これまでの経験をどう活かせるかに思いを巡らせ、初心を忘れず、ドキドキ、ワクワク、不安と期待が入り混じった気持ちで自分を叱咤激励して過ごしました。

さて、消防の世界に飛び込んだ私ですが、消防について紹介しますと、道内には現在 58 の消防本部があり、それぞれが管轄地域で火災予防、消火、救急、救助など多岐にわたる活動を行っています。市町村には消防本部とともに消防団があり、道内には現在 206 団があります。消防団員は、平時は他の職業を持ちながら、消防職員と協力して予防・防災活動を地域で実施しており、地域の安心・安全を守る中核的な存在であり、その役割は非常に重要です。



消防組織法では、市町村消防が原則とされ、都道府県は市町村との連絡調整や消防職員への教育訓練を行っています。総務省消防庁や他都府県の消防担当部局、道内の消防本部と連携し、消防体制の維持・強化に取り組んでいます。

消防に関する課題のひとつは、消防団員の確保です。過疎化、少子高齢化、産業構造の変化などが影響し、全国で消防団員は減少傾向にあります。道内でも毎年数百人が減少しており、令和 6 年 4 月現在の消防団員数は 22,697 人です。消防団の定員は条例で定められており、充足率は平均して 8 割ほどですが、100%の地域もあります。近年は学生や女性団員が微増傾向にあり、地域の防災イベントで消防本部や団員が消火体験やリーフレットの配布を行い、町内会等を通じて知人友人に声をかけるなど、地道な取り組みを続けています。

消防団員の加入促進は全国的なテーマであり、地域ごとに差異を感じつつも、消防団活動や地域ニーズを深掘りすることで何ができるか検討する中で、消防庁が地方公共団体職員にも入団促進を働きかけていることを知り、調整を図った結果、遅ればせながら 6 月に札幌市消防団に入団しました。この思考と行動は、網走市役所で勤務時代から意識している現場主義が大きな影響を与えています。



道内消防団員の内訳として、22,697 人のうち地方公務員は 964 人、その中で道職員は 16 人です。本学会の先輩方の中にも消防団に入団されている方がいらっしやると存じます。消防団の活動について、都市部では消火活動は主に消防本部の消防吏員が担当し、団員は後方支援や予防活動、応急手当講習のサポートが中心となりますが、消火活動にも加わることができるようホースやポンプの扱いなどの訓練や各種研修を受けています。郊外では消防車両を使った活動もあり、最近ではドローンを活用することも進んでいます。

これまでに会った消防吏員、消防団員の方々は地域を愛し、消防活動に対する熱い思いを持っており、そのような方々と一緒に活動し、議論すること、個人的にとっても充実を感じる時間であり、地域防災力の向上に貢献できることは喜ばしいことだと思っています。消防団の活動を知ってもらい、興味を持ってもらうために、防災イベントでは紺色とオレンジ色の活動服を着用して自分自身の活動内容を交えたPRを行っています。

日頃から出来るところから始めよう、つながろう（お願いしよう）をモットーにしており、今後の消防団募集促進の広報活動を思い描き、道庁文化振興課が主催の北海道の魅力を発信するまんが・イラスト作品を募集する「北のマンガ大賞」のイラスト部門に「消防団の入団促進」をテーマに提案し、見栄えのいいイラストが多数応募されました。これらのイラストを今後の活動に活用していく予定です。また、審査員である著名な漫画家やイラストレーターの方々、デザインに関わる層に対して、消防団の入団促進という言葉伝える狙いも込めておりました。さらに、道庁電子掲示板で密かに消防団のコラムを掲載し、道庁診療所と連携して道庁1階ロビーで応急手当等のセミナーの開催や、防災意識の高い方々が集まる北海道地域防災マスター認定研修会で消防団の説明を加えました。



また、道内には105人の学生消防団員がいて、学生消防サポーター制度もあり、学生が消防活動に関わる機会を広げています。消防本部と大学関係者の意見情報交換を行い、新たなステップに向けた建設的な議論が生まれました。学生の入団や活動は、地域防災力の向上だけでなく、学生自身の防災意識や知識の向上にも寄与するとともに、街の魅力も知ること、ガクチカ（学生時代に力を入れたこと）の1つなど、多様な成果が期待されます。なお、本学会員の永井先生（室蘭工業大学）、畠山先生（北海道教育大学函館校）に相談し、快諾の上で進められたことを申し添えます。本学会にご縁をいただいたこと、両氏の温かいご厚意に、この場を借りて御礼申し上げます。

これらの取組は、同僚とワイワイ議論しながら進めており、OJTとして取り組みのポイントを伝えております。今後は消防本部や関係団体と連携して青森県で開催される防災メディカルラリーにチームを組んで出場を考えております。この競技は、市民が実践的な災害対処技術を競うもので、ショッピングセンター内で開催され、消防団の技術向上と披露の場として、道内でも実施したいと話合っており、後日、その後の展開を報告できればと考えております。



最後になりますが、先日、職場内で意識を失う方がいる、との連絡を受け、同僚と共に現場に駆けつけました。入団後に複数回行った応急手当研修のおかげで、緊張しながらも自然に行動でき、AEDを取りに行き救命処置にあたりました。消防団に入団したことで、新たに知ること、できることが確実に増え、仕事にもプラスの効果があり、新しい仲間との出会いや新たな居場所ができ、正にサードプレイスかな、と思っています。これからも、やるべきことをみんなで協力して有意義に業務を楽しみながらこなしていきたいと思っています。皆様、消防団、おススメです！

ラピダスをめぐる国家戦略と地域的課題

石井和平（札幌学院大学名誉教授）

1. はじめに

半導体産業は現代の経済と安全保障において重要な役割を果たしている。特に先端半導体の製造技術は、国家の競争力を左右する要素となっており、日本国内でも先端半導体の製造拠点として、千歳市に半導体製造工場「IIM（イーム）」を建設する企業ラピダス（Rapidus）の動向が注目されている。

しかしながら、日本政府が国産半導体メーカーのラピダスに巨額の公的資金を投入する中、その半導体技術が米軍需産業に供給される可能性が、国会で問題視されている。ラピダスは大手8社の共同出資により設立され、米IBMの技術を導入して2027年の量産を目指しているが、政府からの支援規模が過去に例のない水準に達しており、その適正性が問われているからである。経産省と米国防総省の協議内容や、ラピダス幹部の発言が、軍需転用の疑惑を強める要因となっている。

さらに、経産省とラピダス幹部の密接な関係が利益相反の可能性を生み、過去のエルピーダメモリ支援失敗との類似点も指摘されている。先端半導体開発が日米軍事技術協力の一環として進められる中で、国民負担のリスクと政策の透明性が問われている。

周知の通り、ラピダスについては、その技術的・経営的な側面からの疑問が設立当初から問題となってきた。本稿では、国家戦略としてのラピダスの問題を整理するとともに、さらに北海道千歳市に先端半導体工場を建造するラピダスの、異なる別の課題について論じたい。それは、箱物行政としてのラピダスのリスクについてである。

2. 国家戦略としてのラピダス

ラピダスの設立背景には、国際的な地政学リスクの高まりと、半導体技術が国家の安全保障において極めて重要な役割を果たすという認識が根底にある。半導体は情報通信、AI、量子コンピューティング、さらには軍事技術にまで広く応用されるため、供給網に混乱が生じると国家全体の安全保障に直接的な影響を及ぼすからである。特に、米中対立が激化する中、日本は他国に依存する形ではなく、自国の技術基盤を強化し、サプライチェーンの安定性を確保する必要性が高まっている。こうした背景のもと、国内企業と政府が連携し、半導体の研究開発や生産体制の確立に取り組むことで、経済安全保障を実現しようとする戦略が進められることとなった。

ラピダスは、その一環として設立されたものであり、先端技術の自律的な開発と国内供給網の整備を目指す重要な施策として位置付けられている。これにより、外部の政治・経済情勢の変動に左右されることなく、国内の技術競争力と安全保障の基盤を強固にすることが、国家戦略としてのラピダスの存在意義とされている。

経済安全保障推進法

経済安全保障推進法は、経済政策と安全保障を統合的に運用することで、国家および国民の安全を保障することを目的とした法律である。その基本構造は、特定重要物資の安定供給、特定社会基盤役務の安

定提供、特定重要技術の開発支援、さらには特許情報の管理といった要素から成り立っている。

この法律のもとでは、特定重要物資の供給を確保するため、政府が基本方針を定め、それに基づく指針を策定する。企業は、供給確保計画を作成し、政府の認定を受けることで支援を受けられる仕組みが整備されている。加えて、特定社会基盤役務の安定提供に関しても、重要な設備を運用する事業者には特定社会基盤事業者としての指定が行われ、設備の導入や管理に関して政府への届出が義務付けられる場合がある。さらに、国家安全保障に関わる技術開発については、研究開発の促進やその成果の適切な活用を目的とした支援策が講じられ、特定の特許出願が国家安全上の理由から非公開とされる可能性もある。

この枠組みは、半導体産業に対しても直接的な影響を及ぼす。半導体は、多くの産業の基盤となる重要な物資であり、その供給が不安定になることは、経済活動全体に大きな影響を与えかねない。そのため、半導体が特定重要物資に指定されれば、安定供給を確保するための基本指針や取組方針が策定され、企業の供給確保計画の認定や資金支援、研究開発の促進といった措置が適用されることが想定される。また、半導体製造装置や原材料が特定重要設備に指定された場合、それを運用する事業者には、導入計画の届出や審査義務が生じる可能性がある。加えて、半導体技術の一部が国家安全保障上の理由で特許出願の非公開措置の対象となることも考えられる。経済安全保障推進法は、半導体産業における供給網の強化や技術流出の防止を通じて、国家の安全と経済の安定を支える重要な役割を果たす法律として位置づけられている。

情報処理促進法および特別会計に関する法律改正案

2025年2月7日に、「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第217回通常国会に提出される予定である。この改正案では、半導体とAI技術の発展を促進するための公的支援が大きく打ち出されている。生成AIの計算需要が増大する中、先端的な半導体の確保が必要不可欠であり、特に極めて大量の情報を高速処理できる「指定高速情報処理用半導体」の生産を安定化させるため、政府は経済産業大臣が選定した企業に対して支援を行う方針である。また、半導体やAIの成長需要を取り込み、各産業の国際競争力を強化するために、民間企業の予見可能性を高め、投資を誘発することが求められる。

このため、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」として、2030年度までに10兆円以上の支援を計画し、そのうち6兆円程度を補助・委託に、4兆円以上を金融支援に充てる予定である。さらに、生成AIの普及に伴い、高度な情報処理設備の導入が不可欠となることから、大規模なサーバーや冷却設備の導入を行う情報処理サービス企業に対し、政府は設備導入に必要な資金の調達を支援し、社債や借入に対する保証を実施することとしている。加えて、デジタル社会の発展を支える人材の育成も重要であり、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）にデジタル人材の養成や資質向上のための業務を追加することが決定された。

こうした取り組みを安定的に実施するため、必要な財源の確保も進められる。政府は新たな公債（つなぎ国債）を発行し、半導体やAI施策に必要な財源を確保するとともに、エネルギー対策特別会計などから新たな勘定に資金を繰り入れる仕組みを整備する。これらの措置により、日本の半導体およびAI分野の成長を後押しし、国際競争力の強化を図ることが本改正案の狙いである。

ラピダス支援の法的枠組み

日本の半導体産業再生を支えるラピダスへの国家的支援は、経済安全保障推進法と情報処理促進法の改正を二本柱とした法的基盤に立脚している。経済安全保障推進法（令和4年法律第43号）が地政学的リスクに対応した産業基盤強化の原則を定める一方、情報処理促進法（令和元年法律第64号）の改正法案が具体的な支援メカニズムを構築する役割を担っている。経済安全保障推進法が政策的指針を示す「基本法」として機能するのに対し、情報処理促進法改正は「施行法」として具体策を規定する関係にある。両法の連動は、戦略的産業の育成と技術優位性確保を目指す日本政府の政策意図を反映したものである。その支援対象の中核にあるのがラピダスなのである。

3. ラピダスが直面する技術的・経営的課題

2027年の2ナノメートル半導体量産を目標に掲げるラピダスについては、設立当初からその技術的課題が指摘されてきた。ラピダスが直面する課題は、大きく技術的な側面と経営的な側面の二つに分類できる。

技術的・立地的課題

まず技術的課題として、2ナノプロセスの量産技術の確立が最大の焦点となる。ラピダスはIBMが開発したGate-All-Around（GAA）トランジスタ技術を基盤とするものの、量産レベルでのプロセス安定性は未だ実証段階に留まっている。特に、EUVリソグラフィ技術の適用においては、TSMCやサムスンが有する量産ノウハウとの差が依然として大きい。歩留まり改善には長期的な経験の蓄積が不可欠であり、技術のキャッチアップ速度がプロジェクトの成否を決定する要因となる。

また、千歳工場の立地リスクも無視できない。半導体製造においては、大量の水を使用する工程が多く、特にナノメートルレベルの微細加工では不純物を極限まで排除した超純水の安定供給が不可欠となる。わずかな不純物でも歩留まりや製品性能に影響を及ぼす。千歳地域の地下水は比較的清浄とされるが、原水の硬度が高い場合、超純水化の工程でスケール付着やフィルター詰まりのリスクが高まる可能性もある。特に、地元の水資源が安定的に確保できるかどうかについては、継続的な水質モニタリングや浄水処理設備の追加導入の可能性もある。これに加えて、工場が大量の水を消費することで、地域の水資源への影響が懸念されるため、地域住民や行政との調整が不可避となろう。

一方、北海道における電力供給の安定性も重要な課題である。半導体工場の運用には、大量の電力が安定的に供給されることが必須であるが、北海道は本州と比較して電力供給の余力が限られているとされる。大規模停電が発生した2018年の胆振東部地震の事例からも明らかなように、北海道の電力ネットワークは災害時のリスクに対して脆弱性を抱えており、ラピダスの安定稼働には、追加の電力供給設備やバックアップ電源の確保が不可欠となろう。

加えて、これは北海道という地域性に限らないが、日本国内における半導体製造の技術継承が断絶している点も深刻な問題である。エルピーダメモリの解散以降、大規模な半導体製造の経験を持つ技

術者の高齢化が進んでおり、若手エンジニアの実務経験不足が顕著になっている。特に EUV リソグラフィ装置を操作できる人材は国内に極めて少なく、海外からの即戦力確保が不可欠な状況にある。

経営的課題

経営的課題としては、資金調達の不確実性が最大の懸念点となる。2 ナノ半導体量産には総額 5 兆円規模の投資が必要とされるが、現時点で政府からの支援は 9200 億円にとどまり、資金不足が明白である。民間資本の導入も検討されているものの、出資企業の財務体力に依存せざるを得ず、上述した「情報処理促進法および特別会計に関する法律改正」に見るように、多額の公的支援に依存せざるを得ない現状にある。結果として経営の自由度が制約される可能性が高い。

さらに、ラピダスのビジネスモデルの不透明さも問題である。2027 年の量産開始時点で、TSMC やサムスンがすでに 2 ナノプロセスの第二世代技術を確立していると予測される中、ここでも周回遅れが懸念されるラピダスが競争力を維持するのは困難ではないだろうか。また生産規模の面でも、大手と比較して著しく小規模であり、規模の経済が働かないことからコスト競争力で不利な立場に置かれるのではないかと懸念される。加えてベルギーの imec との提携も、現状では必ずしも量産技術の獲得に直結しないように思われる。グローバル競争環境の中で、TSMC やサムスンが 1.4 ナノプロセスの開発を進めている現在、ラピダスの技術戦略の見直しが迫られる可能性もある。

このように、ラピダスは技術的・地域的側面と経営面の双方で大きな課題を抱えており、成功には長期的な技術開発の継続と、公的支援に頼らない柔軟な資金調達戦略の確立が不可欠のはずである。2025 年 4 月の試作ラインの稼働状況が今後の展開を占う重要な指標となるであろう。企業として成功するためには、技術開発の加速だけでなく、新たな市場価値を見出し、競争力のある事業モデルを確立することが求められる。

4. ラピダスの地域的な課題

前章までは、国家戦略としてのラピダスの課題について整理してきた。本章では、北海道千歳市に先端半導体工場を建設するラピダスが直面する、別の側面について論じる。端的に言えば、それはラピダスが箱物行政の典型的な事例となっている点である。ラピダスの工場建設に伴い、北海道千歳市は大きな経済効果を楽しんでいるのは確かであろう。建設業、物流、サービス業などの関連産業が活性化し、雇用の創出も進んでいる。しかしながら、ラピダスにおける経済波及効果は、千歳市に工場を誘致し、工場の建設や関連インフラの整備に基づくものであって、企業としての本来の経済活動によるものではない。前章でみてきたように、直面する様々な技術的・地域的課題、また経営的課題をクリアできなければ、ラピダスの箱物行政の負の側面が一気に噴き出すはずである。半導体産業全体の将来性は保証されていたとしても、半導体の生産に関わる個々の企業の未来は不透明である。永続

的に企業が存在できるわけではなかろう。ラピダスが北海道千歳市に大きな経済効果をもたらしたのは事実であるが、多額の公的資金に依存している限り、箱物行政の負の側面を無視することはできないはずである。

ラピダス工場建設の経済波及効果

ラピダス株式会社の千歳市進出は、北海道の経済に大きな影響を与えると期待され、現時点ではその経済効果が確認できる。北海道新産業創造機構（ANIC）の試算（Rapidus 株式会社立地に伴う道内経済への波及効果シミュレーション）によれば、試算対象をラピダス本体および半導体関連産業の生産効果、投資効果、従業員向け住宅整備の投資効果、また経済波及効果の期間を 2023 年度から 2036 年度までの 14 年間（生産に関しては 2027 年度から 2036 年度の 10 年間）とした場合、ラピダスの立地に伴う経済波及効果は、最大で 18.8 兆円（GDP 影響額 11.2 兆円）に及ぶとされた。

また内閣府の資料「地域課題分析レポート（2024 年夏号）」などによれば、実際にラピダスの工場建設により、北海道の製造業向けの工事請負額は 2023 年度に大きく増加していることが確認できる。また、工場建設に伴う土木・建築工事、設備投資が進み、建設業の労働需要も高まっている。さらに、千歳市工業団地では、ラピダスの進出後に用地分譲率が急速に高まり、半導体関連企業の進出も進んでいる。すでに水処理やメンテナンスなどを手掛ける企業が進出しており、今後さらなる関連企業の集積が期待されている。一方、ラピダス工場の千歳市の誘致により、千歳市の商業地、工業地は 2022 年以降急速に地価が上昇しており、さらに需要増に対応するため、千歳市では工業団地の拡張や交通インフラ整備を検討している。また人口動態と地域社会の変化として、北海道全体では人口減少が続いているなかで、千歳市・恵庭市・北広島市では増加傾向がみられる。千歳市周辺では小売業や飲食業の進出が増えており、ラピダスの影響で今後さらに消費が活性化すると期待されている。

明らかにラピダスの千歳市進出は、北海道経済にとって大きな転機となる可能性がある。製造業や建設業の活性化、地価の上昇、関連企業の集積など、すでに大きな影響が現れている。ただし、2025 年のパイロットラインが稼働し、2027 年の量産開始するのはこれからである。北海道新産業創造機構の波及効果シミュレーションにおいても、半導体の量産後の経済的波及効果は 2027 年度から 2036 年度の 10 年間としており、現時点で将来の経営的な成功を予期することはできないであろう。

箱物行政リスク

一般に箱物行政は、国が主導するトップダウン型で画一的な開発計画であり、地域の実情やニーズを十分に反映しないまま進められることが多い。その結果、以下のようなリスクが指摘される。

まず財政的なリスクとして、巨額の公的資金が投入された事業が失敗した場合、自治体の財政を圧迫し、他の公共サービスにしわ寄せが及ぶ可能性がある。地域経済が特定事業に依存している場合は、事業の失敗は不動産需要の激減と地価の暴落を引き起こす可能性が生じよう。また地域外からの人材を多く受け入れている場合、事業撤退は大量の失業と人口流出を招き、地域経済の衰退を加速させる可能性がある。さらに特定事業のために整備されたインフラが事業失敗後に遊休化し、維持管理費が財政を圧迫する過剰投資によるインフラ負担というリスクも存在する。

ラピダスは、まさに箱物行政の典型例といえる巨額プロジェクトであり、失敗した場合は、上記のようなリスクがより深刻な形で顕在化する可能性が高い。ラピダスには、すでに 2024 年当時で最大 9200 億円もの公的資金が投入されることが経済産業省から発表されている。エルピーダメモリの支援失敗時

の損失額を大幅に上回る規模であり、ラピダスが失敗した場合、国の財政はもちろん、地方財政への影響は避けられない。また、千歳市の不動産市場はラピダス関連需要に大きく依存しており、現在の住宅賃料は異常な高騰を見せている。ラピダス事業が頓挫した場合、住宅需要は蒸発し、空室率の急上昇、地価の暴落は避けられず、地域経済は深刻な打撃を受けることになる。

仮に、ラピダスの千歳市からの事業撤退となれば、大量の失業者が発生し、地域からの人口流出が加速する。特に地域産業の高度化を担うと期待されていた専門技術者が流出すれば、地域経済の再建はさらに困難になろう。またラピダス向けに整備された工業用水道や新千歳空港の貨物ターミナルなどのインフラは、事業失敗後には過剰となり、維持管理費が財政を圧迫する要因となるのは確実である。ラピダスへの過度な依存は、千歳市の産業構造を歪め、地域経済を脆弱なものにするであろう。

ラピダスの事業とその存在自体、箱物行政の負のリスクを凝縮した形で抱えており、その失敗は、財政、経済、社会、そして政策的信用、国際競争力にまで深刻な影響を及ぼす可能性がある。過去の箱物行政の失敗事例を教訓とし、ラピダス事業のリスクを改めて認識し、慎重な事業運営と失敗した場合の地域への影響を最小限に抑えるための対策を講じることも必要なことであろう。

戦略的投資に伴うリスク

地域への工場の誘致が、地域の疲弊を起こした事例は多い。例えば、シャープの事例は戦略的投資に伴うリスクを如実に示している。すでにラピダスの経営的な課題については述べてきた通りであるが、以下、シャープの事例をもとに、多額の公的資金に依存したラピダスの戦略的投資に伴うリスクについて改めて言及したい。

さて、シャープは国内市場での成功を契機に、亀山工場（4000 億円以上の投資）や堺工場（4300 億円の追加投資）への巨額投資を進めていた。しかし、実際には世界市場でのシェアが低く、市場全体の需給バランスの崩れ、外販の失敗、そして技術の陳腐化といった複数の要因が重なり、巨額の赤字や自己資本の毀損、さらには減損リスクと資金調達の困難といった深刻な経営危機を招いたのである。

この事例を踏まえると、ラピダスにおける戦略的投資でも以下のリスクに十分注意する必要がある。まず国内市場での成功が必ずしもグローバル市場での成功を意味しないことを鑑み、ラピダスの投資においても市場の規模や成長性、競合状況を慎重に評価する必要があるだろう。シャープがそうであったように、企業が巨額投資を行った場合、需要が予想を下回れば、工場の稼働率低下や在庫過剰といった問題が発生し、経営を圧迫する恐れがある。

さらに、シャープは国内市場での高いシェアに依存する一方で、世界市場における低いシェアや需給バランスの変化を軽視した。このような市場戦略の偏りが、後の競争力低下を招いたといえる。一方、ラピダスの場合、現時点では国内需要すら存在していない。この状況下で、多額の投資を伴う先端半導体の生産に踏み切ることは、市場動向の変化や競争環境の激化によって、設備や技術が十分に活用されず、結果として価格低下や売上減少につながるリスクをさらに高める要因となる。

また、急速な技術革新が進む業界では、最新技術の導入や更新が遅れると競合他社に後れを取る可能性が高くなる。シャープが IGZO バックプレーン技術の優位性を失ったように、ラピダスにおいても技術開発や更新のタイミングを誤れば、投資した技術が陳腐化し、結果として投資効果が薄れる恐れがある。

また堺工場での外販失敗は、製造能力が十分に活かされなかった一例であるが、ラピダスが今後グローバル市場で成功を収めるためには、製品の品質や競争力だけでなく、効果的な外販戦略を構築し、安定した需要を確保することが不可欠である。2 ナノ半導体のような微細な半導体に対する需要が限定し

ている状況で、他の有力ファンドリメーカーから需要を取り込み、ラピダスが収益を上げられる顧客を獲得するのは難しい。

以上の点から、ラピダスの戦略的投資においては、シャープの事例から学ぶべき教訓が多く含まれている。具体的には、グローバル市場を見据えた慎重な市場分析、柔軟な生産体制と外販戦略、そして技術革新への継続的な投資が重要である。同時に、投資規模やタイミングについても、財務リスクを十分に考慮した上で判断することが不可欠であろう。ラピダスの事業が失敗すれば、地域に深刻な影響を与えよう。工場誘致による経済的な波及効果が、生産稼働後まで持続するのか、冷静な判断が求められる所以である。

5. おわりに

本稿では、2ナノメートル半導体に特化した企業としてのラピダスを、「箱物行政」という視点から再考する試みを行った。これまでに類を見ない規模の公的資金がすでに投入されており、今後さらなる追加投資が予想されるラピダスだが、上述のように多くのリスクを抱えていることも否定できない。ラピダスが経営破綻を回避するためには、事業戦略の見直しを余儀なくされる可能性があり、需要が見込める半導体の生産へと転換するシナリオも想定される。本稿では、最後にこの点について検討する。

最先端の半導体を製造するための設備は、その目的に特化した非常に精密な仕様になっている。そのため、この設備を、大量生産が容易な従来型の半導体や、異なる種類の半導体の製造に利用しようとする、工程の違いによる不適合が生じ、かえって生産効率が下がる可能性がある。また、この設備を他の用途に使うためには、大幅な改造や調整が不可欠であり、作業環境の基準を変更したり、使用する材料の違いに対応するためのシステム改修が必要になる。こうした変更には多額の追加費用がかかることが予想される。さらに、最先端の製造装置は、非常に細かい加工技術を前提に作られているため、より大きなサイズの半導体に適用するには技術的な課題が発生する。具体的には、加工に必要な光の照射条件や材料の削り方の違いが、製品の品質低下につながるリスクがある。また、工程の変更に伴う設備の調整には時間と費用がかかるため、短期間での事業転換は非常に難しい。

このように、最先端の設備を他の用途に転用するには、技術の適合性、設備改造にかかるコストと時間、そして経済的な合理性といった多くの課題がある。そのため、十分な市場が見込めなければ、転用計画が頓挫し、最終的には工場の売却に至る可能性も否定できない。もし、最先端の半導体製造という国家的な役割を期待された企業が目標を達成できなかった場合、地域の経済や関連産業への影響は非常に大きなものとなるだろう。

ラピダスという存在は、経済安全保障や技術戦略といった国家的な目標の観点から重視されるだけでなく、地方行政における箱物行政の課題としても捉え直すことができる。ラピダス工場の本格的な稼働後、シミュレーションどおりに道内経済への波及効果が持続し、地域の経済基盤の強化につながるのか、それとも一過性の投資にとどまり、地域社会に負の影響をもたらすのか。今後は、国家戦略と地域課題の双方を踏まえた冷静かつ継続的な評価が求められる。

[参考資料]

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043>

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250207002/20250207002.html>

湯之上隆著「半導体有事」(文春文庫、2023年)

北海道新産業創造機構「Rapidus 株式会社立地に伴う道内経済への波及効果シミュレーション

[https://www.anic-hokkaido.jp/wp/wp-](https://www.anic-hokkaido.jp/wp/wp-content/uploads/2023/11/894c9449748e9077be93f64c6cce0cd5-1.pdf)

[content/uploads/2023/11/894c9449748e9077be93f64c6cce0cd5-1.pdf](https://www.anic-hokkaido.jp/wp/wp-content/uploads/2023/11/894c9449748e9077be93f64c6cce0cd5-1.pdf)

内閣府「地域課題分析レポート (2024年夏号)」

<https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr24-2/cr24-2.html>

赤羽 淳「シャープの設備投資戦略の検証。」

https://www.jstage.jst.go.jp/article/sisj/2015/30/2015_47/_pdf

Rapidus 株式会社は、次世代の 2 ナノメートル(nm) ロジック半導体の開発・生産を目指す企業であり、スマートフォンやコンピューター、自動車などに不可欠な半導体の性能向上に挑戦している。半導体の製造は、シリコンウェーハ上に微細な回路を作る前工程と、完成したウェーハからチップを切り出し、パッケージングや品質検査を行う後工程に分かれる。従来の半導体業界では設計や製造を異なる企業が分担する水平分業モデルが一般的だが、Rapidus は設計から生産までを一貫して行う独自のモデルを採用している。その中核となる技術戦略には、開発から製造までの全工程を統合し、従来より短期間で製品を完成させる RUMS (Rapid and Unified Manufacturing Service) がある。また、AI を活用して設計を最適化し、リアルタイムで製造データを解析する Raads (Rapidus AI-Assisted Design Solutions) により、設計精度の向上や開発期間の短縮を目指している。さらに、開発初期から製造のしやすさを考慮し、設計と製造を同時に最適化する DMCO (Design for Manufacturing and Co-Optimization) という手法を採用し、試行錯誤を減らしながら効率的な生産を実現しようとしている。

しかし、2nm 半導体の製造は技術的に極めて困難であり、EUV (極端紫外線) リソグラフィの高度な活用や、製造装置や素材の確保が課題となる。さらに、一貫生産モデルは効率的な反面、初期投資が大きくなり、コスト管理が難しい。AI を活用した設計最適化も、専門家の判断を完全に代替することはできず、新しい技術に適応するためには継続的な学習が求められる。加えて、TSMC や Samsung といった世界の手先メーカーと競争するためには、技術力だけでなく供給網の構築や企業間の連携も不可欠である。

Rapidus は、これらの課題を克服しながら、日本の半導体産業の再興を目指している。技術革新と生産効率の向上を両立させる戦略がどこまで成功するか、今後の展開が注目される企業である。

集落研究会 中川町視察報告書概要

はじめに

本視察は、集落研究会の活動の一環として実施されたものであり、北海道の中でも過疎化が進む地域の一つである中川町を対象とした。これまでの視察経験を振り返ると、いくつかの自治体において共通する課題が見られる一方で、中川町には特異な特徴があった。その一つが、国道 40 号の完全なバイパス化による町の分断である。天塩川が町の中心を流れる地形上、国道が川の西側を、JR と道道 451 号が東側を走ることとなり、生活の中心は東側に形成されている。その結果、国道を通過するだけでは中川町の市街地に気づくことができず、町の印象が残らない要因となっていた。

また、町の南部に位置する集落の多くが、すでに消滅していることも印象的であった。天塩川の支流である安平志内川が流れる地域には、かつて共和、板谷、大和といった集落が存在していたが、現在ではほぼ消滅している。かつては農業を基盤とした生活が営まれていたが、コメの北限を超えた土地では生産性が低く、生活は困難を極めた。また、道路の整備状況が悪化し、町の中心部へのアクセスが困難になったことも、消滅の要因と考えられる。こうした歴史を振り返ることで、地域の存続には交通インフラの維持が不可欠であることが再認識された。

さらに、夜の学習会において、単に集落の変遷を研究するのではなく、集落相互のつながりにも目を向けるべきではないかとの提案がなされた。これまでの視察では、各集落を個別に捉えてきたが、実際にはそれぞれの集落は相互に影響を及ぼしながら発展・衰退してきたという視点を持つことが重要である。今後の研究会の方向性として、「集落・圏域研究会」への発展を検討することとなった。

視察 1 日目

視察初日には、まず中川町エコミュージアムセンターを訪問した。この施設は、平成 11 年に閉校した佐久中学校を改修し、翌年にリニューアルオープンしたものであり、町内で産出される白亜紀の化石や地質資料を展示する自然誌博物館として機能している。特に、恐竜テリジノザウルス類の仲間であるノトロニクスの全身復元骨格が展示されており、学術的な価値が高い。また、町全体を「エコミュージアム」と位置づけ、地域の歴史や文化を保存・発信する拠点としての役割も担っている。しかし、施設の運営には課題もあり、かつて宿泊者に提供されていた食事サービスは、スタッフの高齢化によりケータリングに変更されている。地域の文化・自然遺産を生かした施設であるが、維持管理に関する人材確保が今後の課題となることが示唆された。その後、佐久ふるさと伝承館を訪れた。この施設は、旧 JR 佐久駅舎を活用したものであり、地域の歴史や生活文化を伝える場として設置されている。しかし、施設の活用目的が多岐にわたるものの、それぞれが中途半端に終わっている感が否めず、来訪者の少なさが課題となっていた。また、駅周辺にはわずかに数世帯しか居住しておらず、人口減少の影響が顕著に表れていた。

続いて、生涯学習センター「ちやいむ」を視察した。この施設は、2013 年に廃校となった北海道立中川商業高校の校舎を再利用したものであり、教育・文化・防災の拠点として活用されている。館内には、学童保育のための児童室、図書室、体育館、調理室などが設けられ、多目的な利用が可能となっている。また、備蓄物資を収蔵するスペースも設けられ、災害時の拠点としての機能も果たしている。しかし、高校の校舎をそのまま利用しているため、一部のスペースが過大であり、今後の人口減少を考慮すると、さらなる活用方法を模索する必要があると考えられた。

夜には、研究会メンバーによる「夜の学習会」が行われた。ここでは、北海道の集落形成において河川

が果たした役割が改めて議論された。特に、天塩川流域の開拓史において、林業や薄荷栽培が経済の基盤となっていたこと、そして幌延町の間寒別集落との関係などが指摘された。また、近代以降の交通網の発展により、かつての集落間のつながりが希薄化し、自治体の枠組みとは異なる圏域が形成されている現状も浮き彫りとなった。

視察 2 日目

視察 2 日目には、中川町の南部および北部の集落を巡った。南部の共和地区では、かつての集落跡地に「茂吉小公園」が整備されており、昭和 7 年に斎藤茂吉が訪れた際に詠んだ 47 首の短歌が記念碑として残されていた。しかし、この地域も現在ではほぼ無人となっており、過疎化の進行を強く感じさせる場所であった。続いて、板谷地区と大和地区を訪れたが、いずれもかつては開拓者が入植し農業を営んでいたものの、離農が進み、現在は集落の痕跡がほとんど消え去っていた。

一方、北部では、歌内地区、国府地区、大富・誉地区を巡った。歌内地区にはかつて JR 宗谷本線の歌内駅があったが、2022 年に廃止され、現在は駅舎も撤去されている。国府地区では、天塩川の渡船遭難慰霊碑を訪れ、昭和 15 年に発生した小学生 17 名を含む 19 名の死亡事故について学んだ。この事故を契機に、国府小学校が開設されることとなったが、その後、人口減少により昭和 48 年に閉校している。最後に訪れた大富・誉地区では、河川の氾濫を防ぐために天塩川の水路が変更され、かつて町の中心であった誉地区が駅から分断された経緯が説明された。こうした河川改修が、地域社会に大きな影響を及ぼしたことが改めて認識された。

視察の締めくくりとして、道の駅ながかわを訪問した。ここでは、町内の特産品を活用した販路開拓が積極的に行われており、「中川牛」を使った弁当などが首都圏の物産展でも販売されている。こうした工夫によって地域の経済を支えているものの、今後の持続的な運営には課題も残る。

まとめ

本視察を通じて、中川町における過疎化の進行と、それに伴う地域社会の変容が改めて浮き彫りとなった。特に、南部に位置する旧集落のほとんどが消滅している現状は、単なる人口減少の問題にとどまらず、インフラの維持管理や地域の歴史・文化の継承といった観点からも深刻な課題を内包していることが確認された。

視察では、過去に農業を基盤として形成された集落が、農地の生産性の低さや交通インフラの脆弱さ、さらには時代の変化に適応できなかったことなどを要因として、徐々に衰退し、ついには無人化に至った例が多く見られた。例えば、共和地区、板谷地区、大和地区では、戦前・戦後の入植者による開拓が行われたものの、農業環境の厳しさや道路の寸断などが要因となり、現在では完全に集落が消滅している。特に板谷地区においては、「時のアセス」による公共事業見直しの影響で道路が通行止めとなったことで、地域の経済活動が停滞し、結果として住民の流出が加速したことが指摘された。こうした事例は、中川町に限らず、北海道の他の過疎地域においても共通する課題であると考えられる。

一方、北部に位置する集落では、南部ほど極端な人口減少は見られないものの、それでも過疎化の影響は避けられず、駅の廃止や行政機能の縮小といった現象が進行している。例えば、歌内地区では、JR 宗谷本線の歌内駅が 2022 年に廃止され、地域住民の移動手段が一層制限される結果となった。また、国府地区では、昭和 15 年に発生した天塩川の渡船事故によって、小学生 17 名を含む 19 名が命を落とし、その後の行政対応として国府小学校が開設された経緯がある。しかし、こうした学校施設も人口減少に伴い昭和 48 年には閉校し、現在は農業集会施設として細々と活用されているに過ぎない。このように、

地域の歴史を振り返ることで、交通インフラの維持や公共施設の適切な活用がいかに重要であるかが改めて認識された。

また、視察を通じて、地域資源を活用したまちづくりの可能性についても議論が交わされた。エコミュージアムセンターや道の駅なかがわのように、地域の特色を生かした施設は、観光振興や地域経済の活性化に一定の貢献をしている。しかし、エコミュージアムセンターではスタッフの高齢化による運営の課題が顕在化しており、道の駅では地元の特産品を活用した販売戦略が奏功しているものの、持続可能な経営のためにはさらなる工夫が求められている。こうした事例から、地域の自立的な経済基盤の確立がいかに重要であるかを改めて痛感することとなった。

今回の視察では、これまでの研究会活動の枠組みを超え、「集落」だけでなく「圏域」としての視点を持つことの重要性も強調された。これまで集落単位での調査が中心であったが、実際には各集落は相互に影響を与え合いながら発展・衰退してきた歴史を持つ。例えば、天塩川沿いの集落は、河川を介した物資輸送や水運を基盤とした経済活動によって結びついていた。このように、単なる地理的なつながりだけではなく、歴史的・文化的背景を含めた圏域としての視点を取り入れることが、今後の集落研究において重要な課題となるであろう。

さらに、人口減少の進行が不可避である中、単に衰退を憂うのではなく、「賢く縮む（スマートシュリンク）」という視点を持ちながら、持続可能な地域社会の構築を目指す必要がある。過疎地の存続には、既存の公共施設の再活用や、地域資源を生かした新たな産業の創出が求められる。中川町の事例からは、歴史的な資産や観光資源を活用しながら、限られた財政の中でいかに地域を維持していくかという具体的な課題が示された。

今回の視察を通じて得られた知見は、単に中川町の現状を理解するためのものではなく、北海道全体、さらには全国の過疎地域に共通する課題への示唆を含んでいる。今後は、個々の集落の歴史や現状を把握するだけでなく、地域全体のつながりを考察し、圏域の形成過程を分析することで、持続可能な地域社会のあり方について議論を深めていく必要があると考えられる。

北海道中川町は、北海道北部の中川郡に属する。総面積は 594.74 平方キロメートルに及び、その約 84.5%が山地で占められている。町の東側には北見山地、西側には天塩山地が広がり、中央には日本で 4 番目に長い大河である天塩川が南北に流れている。この天塩川は北海道遺産にも認定されており、町の地理的特徴と密接に結びついている。人口は 1,265 人（2025 年 1 月現在）であり、北海道内でも過疎が進行している地域の一つである。町の自然環境は非常に豊かであり、森林率は 87%に達し、周囲 360 度を森に囲まれている。気候は日本海沿岸型で、春は降水量が少なく、秋になると多くなる傾向がある。また、冬の寒さは厳しく積雪量も多い。このような気候条件のもと、かつては酪農が盛んであったが、近年は過疎化の影響を受け、徐々に活気を失いつつある。一方、中川町は、豊かな自然環境と貴重な化石資源を活かした町おこしを推進しており、森林や河川を中心とした観光振興や文化活動に力を注いでいる。また、文化面では、歌人の斎藤茂吉とゆかりが深く、その影響を受けて短歌フェスティバルが開催されるなど、文学的な活動も活発である。地域の特色を生かしながら、過疎化が進む中で持続可能なまちづくりを模索している。

「北海道ポケット統計」2024 度版から見る北海道の概況と 2023 度版からの推移について

北海道の総面積は 83,421.46 平方キロメートルであり、日本国内最大の広さを有している。行政区画としては、35 市 129 町 15 村が存在する。総人口は 2023 年の 5,224,614 人から 5,139,913 人へと 84,701 人減少し、人口減少の傾向が継続している。この減少は、出生数の減少と死亡数の増加によるものである。年齢構成をみると、14 歳以下の年少人口は 2023 年の 570,210 人から 555,804 人へと 14,406 人減少し、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 2,976,218 人から 2,945,727 人へと 30,491 人減少した。一方、65 歳以上の老年人口は 1,678,186 人から 1,664,023 人へと 14,163 人減少しているが、依然として人口の約 3 割を占め、高齢化の進行が続いている。

気象の推移

札幌の年間平均気温は 2023 年と 2024 年で 10.2℃と変化がなかったが、旭川では最低気温が前年の -18.5℃から -19.8℃へと 1.3℃低下した。降水量に関しては、2024 年には一部の地域で増加が確認され、気象変動の影響が顕著になっている。

産業構造の変化

第 1 次産業の就業者数は 2023 年の 161,482 人から 156,298 人へと 5,184 人減少し、農業従事者の減少が続いている。農業経営体数も 35,260 戸から 34,913 戸へと 347 戸減少した。第 2 次産業の就業者数は 2023 年の 389,112 人から 387,947 人へと 1,165 人減少し、ほぼ横ばいの状態である。第 3 次産業の就業者数は 1,728,221 人から 1,738,586 人へと 10,365 人増加しており、サービス業の拡大傾向が見られる。

農業の推移

北海道の農業生産量は、作物によって異なる推移を示した。水稻の生産量は 2023 年の 557 千トンから 553 千トンへと 4 千トン減少し、小麦の生産量も 630 千トンから 614 千トンへと 16 千トン減少した。一方で、大豆の生産量は前年の 104 千トンから 109 千トンへと 5 千トン増加し、てんさいの生産量も 3,520 千トンから 3,545 千トンへと 25 千トン増加した。生乳の生産量は 4,327 千トンから 4,309 千トンへと 18 千トン減少している。

林業と水産業の動向

北海道の森林面積は 5,535 千ヘクタールで前年と変わらなかったが、森林伐採量は 5,380 千立方メートルから 5,220 千立方メートルへと 160 千立方メートル減少した。水産業においては、漁業就業者数が 22,134 人から 21,510 人へと 624 人減少し、漁業・養殖業の生産量も 10,125 千トンから 9,850 千トンへと 275 千トン減少した。これにより、北海道の水産業が人材不足や環境変化の影響を受けていることが示唆される。

経済指標の変化

北海道の道内総生産（名目）は 2023 年の 20 兆 1,342 億円から 19 兆 7,256 億円へと 4,086 億円減少し、個人所得も前年比で減少した。可処分所得は 480,129 円から 472,608 円へと 7,521 円減少し、消

費者物価指数が前年の 105.3 から 106.9 へと 1.6 ポイント上昇したことにより、インフレの影響が北海道経済にも及んでいることが分かる。

交通・観光業の変化

自動車保有台数は 3,712,845 台から 3,706,789 台へと 6,056 台減少し、道路総延長は 90,698.5 キロメートルから 90,726.7 キロメートルへと 28.2 キロメートル増加した。観光業については、2024 年の観光客数が 74,437,000 人となり、前年の 72,298,000 人から 2,139,000 人増加した。地域別にみると、道央が前年の 1,402,300 人から 1,460,100 人へと 57,800 人増加し、道南も 20,122,000 人から 20,343,000 人へと 221,000 人増加した。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、観光需要が回復しつつあることを反映している。

人口動態

2024 年の出生数は 1 日あたり 72.4 人で、前年の 74.2 人から 1.8 人減少した。一方で、死亡数は 202.1 人から 203.5 人へと 1.4 人増加しており、人口減少が加速していることが確認された。婚姻数は 1 日あたり 52.3 組から 51.1 組へと 1.2 組減少し、離婚数は 23.2 組から 23.0 組へと 0.2 組減少している。

以上のデータから、北海道の社会・経済の現状と推移が明らかになる。広大な土地と豊かな自然を活かした農業・林業・水産業が基盤となる一方で、サービス業の成長が続いている。特に、観光業の回復は地域経済の活性化に寄与しており、今後の発展が期待される。しかし、人口減少と高齢化が進行する中で、農業や水産業の人材不足が深刻化しており、産業の持続可能性が問われる状況にある。さらに、インフレの影響が家計や経済に及び、消費者の購買力に影響を与えている点も懸念される。今後の課題として、人口流出の抑制と地域産業の強化が求められる一方で、観光資源の有効活用が成長戦略の鍵となると考えられる（文責：アニュアルレポート編集委員）。

[参考資料]

北海道の総合政策部計画局「北海道ポケット統計」2023

北海道の総合政策部計画局「北海道ポケット統計」2024

『北海道ポケット統計』は、北海道に関する主要な統計データを簡潔にまとめた資料であり、最新のものは「北海道ポケット統計 2024」である。この資料は、北海道の地理的特徴や人口構成、産業の状況、生活環境、経済動向など、多岐にわたる分野の統計情報を収録している。データは表形式で整理されており、誰でも分かりやすく閲覧できるようになっている。構成としては、最初に北海道の土地や気象といった基本的な情報を紹介し、その後、人口に関する統計をまとめている。さらに、産業に関するデータでは、事業所数や労働市場の状況に加え、農業、林業、水産業といった北海道の主要産業に関する統計も網羅している。また、運輸・交通、生活環境（住宅や下水道、ごみ処理など）、保健・福祉、教育といった分野のデータも収録しており、北海道の社会全体の動向を把握することができる。加えて、経済面では道民経済計算や家計・物価に関するデータ、国際交流の状況、観光産業に関する情報も掲載し、北海道の経済活動を理解するのに役立つ。最後に、「北海道の一日」として、日常的な統計を通じて北海道の生活の様子も紹介している。

2024 年度活動報告

北海道自治体学会とは

北海道自治体学会は「実務と理論の出会いの場」です。

憲法には地方自治の本旨が定められましたが、永らく自治体は中央省庁の末端で事務を執行する地方行政機関でした。しかし、時代は大きく転回しました。

自治体の政策自立は必然的な時代の流れです。自治体学とは、「現代社会の課題を解明するために理論枠を組み替え、基礎概念を再構築した自治体関連の諸学の総称」と定義できます。研究者は現場の実務から理論化のヒントをつかみ、職員、市民、議員は理論と基礎概念に導かれてまちづくりを実践します。北海道自治体学会の会員は自治体職員、市民、研究者、ジャーナリスト、企業や団体の役職員、議員や首長、自治体職員を目指す学生など多彩です。様々な分野、立場の異なる人々が相互の考え方に触れ、情報や経験を交流することによって、自身の問題意識が触発されて政策構想能力を高めることができます。

北海道では、1995 年 7 月 8 日に、会員が中心となってニセコ町で「地方自治の未来」をテーマに第 9 回フォーラムを開催し、都道府県単位としては全国で初めての「北海道」自治体学会を設立し、以来、政策シンポジウムを毎年開催してきました。2020 年度以降は、新型コロナウイルスへの対策としてオンラインによる活動に軸足を移していますが、2022 年度から集合形式でのシンポジウムを再開しています。

学会活動報告

政策シンポジウム「人口減少社会を考える」（2024 年 6 月 8 日（土））

オンライン研究会（全 2 回開催）

ニュースレター（117～119 号発行）

研究会活動報告

詳細は次ページ以降に記載

議会技術研究会

議会技術研究会は、市民自治を基調に自治体議会の力量を高める観点から、議会における理論と実務をつなぐ、普遍性のある議会技術を豊かに構想・開発することで、「実務を踏まえた理論」形成と「理論を踏まえた実務」構築を目指して、2016年11月に設立しました。

研究会では、活動をととして、議員や市民、職員の皆さんと連携・協力しながら、改革に向けた方策をともに考え、情報の共有化を図り、相互支援を行っていきます。加えて、各自治体議会において「政策議会」の実現が図られるよう、課題解決のための研究を進め、また、フォーラム、セミナー等を通して研究成果の還元を図り、自治体議会・議員の改革を支援していきます。

2024年度は、10月19日(土)、『議会のチカラとは何か』というテーマで、議会技術研究会 議会フォーラムを開催しました。

○基調講演 福島町議会議員 溝部 幸基氏

「どんなことで議会の力を感じているか～福島町議会の活動をもとに」

○講演 議会技術研究会顧問・北海道大学名誉教授 神原 勝

「議会改革は何をめざしたか」

○対話と交流 議会技術研究会事務局長 阿部 忠彦

「町長選立候補者からみた長沼町政の不思議」

本フォーラムの上記各プログラムにおいては、多様な質疑・応答がなされ、参加者から好評をいただきました。

今後も、その時々合ったテーマについて、運営委員会での議論を深めながら、さらなる議会活動への提言や相談業務など活動の充実化につなげ、本研究会の目的を達成していきたいと考えています。

○運営委員：阿部忠彦、神原 勝、辻道雅宣、西科 純、松山哲男、渡辺三省

○現在の会員数：自治体学会の会員を中心に173名

□研究会の活動(フォーラム、セミナー等以外)□

- ・北海道自治研究(公益財団法人北海道地方自治研究所発行)に「チャレンジ！議会改革」寄稿(従来の「議会改革短信」(第50号まで寄稿)をリニューアルし、2021年12月号に第1号として寄稿、以後、隔月(会員中心))。2024年度は、第15号～第20号寄稿
- ・議会技術研究会のFacebookにおいて、会員相互による情報発信
- ・随時 共同代表等で構成する運営委員会の開催

ジェンダー研究会

ジェンダー研究会は、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性区分)についての認識を深めるとともに、多様な価値観や文化が認められる社会の実現に向けた取り組みを研究することを目的に、2016年5月に設立されました。女性問題と捉えられがちなジェンダーを市民の誰もが関わる社会の課題として認識し、ジェンダーに縛られた社会の歪みを改善していきたいと考えています。

現在の会員は9名。メールによる課題研究と情報交換を活動の中心にしながらも、趣旨を共有する外部団体と協力してフォーラム等の企画・運営をしています。 〔代表：宮下裕美子（北海道自治体学会会員／元月形町議会議員）〕
□研究会等の開催□ ・随時 メールによる情報交換・役員打合せ

集落研究会
道内の多くの集落において、少子高齢化の進行に伴い、自治機能の維持や住民生活の手段確保が困難になるなど、様々な問題が顕在化しています。道内自治体が共通に抱える政策課題であります。このことを踏まえ、地域の現場に最も近い自治体学会会員が、各地域の集落の現状について意見交換することにより、集落の再生対策の取り組みについて研究することを目的としています。活動としては、研究会（主に札幌市で開催）と、視察研修を行っています。 〔事務局：大山幸成（北海道自治体学会会員／新十津川町）〕
□研究会等の開催□ ○第1回集落研究会 日時：令和6年5月18日（土）13時～17時 場所：永山邸（札幌市中央区北2条東6丁目2、永山記念公園内） 概要： 本研究会では、地方自治体の「持続可能性」についての分析レポートを読み解くことを主な目的とし、地方創生や人口減少問題に関する議論が行われました。特に、増田レポートに基づく人口減少の現状や、各自治体の対応策に対する意見が活発に交換されました。さらに、本年度の視察を予定していた北海道内の中川町に関する説明や、米国およびスコットランドの地域自治に関する事例が紹介され、地域ごとの持続可能な発展のための新たな視点が探求されました。詳細については、報告書を「News Letter No.119」に掲載しています。 ○中川町視察 日時：令和6年9月28日（土）～29日（日） 場所：北海道中川郡中川町 概要：本視察では、中川町における過疎化の実態や地域資源の活用状況を調査しました。エコミュージアムセンターや旧集落跡の視察を通じて、地域の歴史や文化の継承、公共施設の利活用の課題が明らかになり、また学習会では、集落間の関係やその存続について活発な議論が交わされました。詳細については、報告書を北海道自治体学会公式サイトの会員ページに、また概要を、本年度のアンニュアルレポートに掲載しています。今後も、集落研究会における成果を、報告書などを通じて本学会に還元していく予定です。

2024(令和6)年度 北海道自治体学会「アニュアルレポート」

投稿規程

1 趣旨・目的

本誌は、北海道自治体学会における公共・自治体政策に関する発表、ならびに実践と研究の交流を通じた北海道内の自治体の発展に寄与することを目的としています。

2 募集するテーマ及び募集数

本会の趣旨及び会員それぞれの日々の活動から、以下のテーマを募集します。

テーマ ①会員として関わる自治体内での独自の取り組みを報告するもの(地域の事例紹介等)

②北海道・全国の地域における実践的なまちづくりを報告するもの(視察報告等)

③公共・自治体政策に関する研究を報告するもの(論文形式：レター、速報相当)

募集数 2本から4本程度

3 原稿の長さ・文字数

1,000字から3,000字以内とします。(1ページから3ページ程度) それ以上の字数は要相談

※ただし字数には表題・図表・注・文献リストを含みます。

4 募集期限

締切：2024(令和6)年12月20日(金)まで

投稿を希望する会員は、2024(令和6)年9月30日(月)までに連絡願います。

5 投稿資格

(1) 北海道自治体学会の会員の方に限ります。(個人会員、団体会員含む)。

(2) 未発表・未投稿のものに限ります。

(3) 投稿された論文は、インターネット上で公開されること及び後日出版されうること、何らの対価を請求できないことに承諾する必要があります。運営委員会は、投稿された論文について、投稿者がこれらの事項を承諾したものとして取り扱います。

3 原稿の採否

(1) 投稿された論文・レポートは、運営委員から選出された編集委員による審査が行われます。

審査結果を踏まえて代表運営委員が最終的に掲載の採否を決定します。

(2) 掲載の採否の判断の結果については、電子メールによって投稿者にお知らせします。

(3) 採用となった論文・レポートは、審査内容に基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。

※ 採否にかかわらず、投稿原稿の返却はいたしません。

(4) 今回、不採用になった論文は、別途投稿者に確認の上、ニュースレターに掲載するか、次年度のアニュアルレポートへと繰り越します。

4 原稿の送付

(1) 原稿は、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスを明記のうえ、郵送または電子メールにて送付してください。

(2) 電子メールでの形式は、Microsoft 社：Word 形式(ファイル形式.docx)とします。

送付先 北海道自治体学会「アニュアルレポート」担当 安田・石井

郵送 〒069-8555 江別市文京台11番地 札幌学院大学法学部 石井和平研究室内

メール yasuda.akino@gmail.com, jichi.hokkaido@gmail.com

5 様式

- (1) 論文・レポートは和文に限定します。
- (2) 原稿は A4 判を用い、別に定める「執筆規程」に従って執筆してください。

6 原稿の校正

校正は原則として第 2 校までとします。

2024(令和 6) 年度 北海道自治体学会 会員投稿 執筆要領

1 原稿の書式

原稿の書式は以下のルールに従ってください。

2 用紙サイズ

用紙サイズは A4・横書きとします。

3 全体の構成

①表題 ②執筆者の氏名・所属・連絡先 ③本文および脚注 ④引用・参考文献 ⑤図表

※ 上記が満たしても、③が箇条書きの場合は原則受理しません。

4 提出形式

本文・図表とも白黒印刷に適応できるデータで作成することとし、図表を本文に挿入する場合は、本文に挿入箇所を明記の上、図表データ(Excel 等)のファイルを別途添付してください。

5 年号

西暦を原則とします。元号を使用する場合は、西暦の後ろに括弧書きにて添えてください。

(例) 2024 年(令和 6 年)

6 外国名

和文表記が通常用いられている場合は、「和文表記(英文表記：略称)」とします。

和文表記が無い場合は、「英文表記(略称)」とします。

7 図表・写真

(1) 図表・写真は、執筆者の責任において電子形態で作成し、オリジナルのコピーも原稿とともに提出してください。

(2) 他の著作物からコピーした図表の転載は、原則として受理しません。

図の番号とタイトル、および説明文を図の下部に記載してください。

(例) 図 1 国内総生産(GDP) の推移

(出典)内閣府経済社会総合研究所編『国民経済計算報告令和〇〇年版』

(注 1) 季節調整済み

(3) 表の番号とタイトルを表の上部に、説明文を表の下部に書いてください。

8 文献引用・文献リスト

(1) 本文中に他の文献から引用した場合、引用文献の「著者名(刊行年)、ページ」を表記し、参考文献に列記してください。

(2) 文献リストは、著者名(アルファベットか五十音順)、出版・発行年、論文名、書名・雑誌名、出版社名、巻号、所在ページの順で記載してください。

(3) 和文文献は、書名・雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文書名・雑誌名はイタリック体にしてください。

(4) 写真、図表を他の文献から引用、転載する場合は、著者自身が事前に著作権者から許可を得るものとします。本誌はそれについては責任を負いません。

2024 年度運営体制

(2025 年 3 月末現在)

代表運営委員	辻 ひろし 松井 健 吉田 博
事務局長	安田 あきの
運営委員	石井 和平 石垣 周一 大住 純 大山 幸成 加藤 知愛 齋藤 方嗣 鹿谷 雄一 庄司 清彦 菅原 文子 高橋 健 高松 重和 竹中 進一 谷田 道明 永井 真也 畠山 大 藤根 美穂 古内 伸一 松本 卓也 宮下 照太郎 横山 翔
監事	今川 かおる 大坂 敏文

年報 北海道自治体学

Annual Report 2024 通巻 8 号

2025 年 3 月 31 日発行

発行者 北海道自治体学会「アニュアルレポート編集委員」
発行所 北海道自治体学会
住所 〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 3 丁目 札幌エルプラザ 2 階
札幌市市民活動サポートセンター内レターケース No. 130 北海道自治体学会
北海道自治体学会 URL : <http://jititai.net/hokkaido/>



北海道自治体学会